

総務文教委員会記録

○開催日時

平成28年3月10日 午前9時59分～午後5時6分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	持原秀行	委員	今塩屋裕一
副委員長	帯田裕達	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	徳永武次
委員	佃昌樹		

○その他の議員

議員	中島由美子	議員	森満晃
議員	谷津由尚		

○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	教育総務課長	鮫島芳文
総務課長	田代健一	専門職	上口憲一
危機管理監	新屋義文	教育施設グループ長	稲森直
防災安全課長	角島栄	学校教育課長	原之園健児
課長代理	寺田和一	主幹	山口隆雄
原子力安全対策室長	遠矢一星	主幹兼学事グループ長	松田啓美
		社会教育課長	徳留真理子
消防局長	新盛和久	文化課長	岩元ひとみ
次長兼警防課長	福山忠雄	専門職	村岡斎哲
消防総務課長	鶴屋豊文	課長代理	永里博己
予防課長	永田稔	文化財グループ長	藤井法博
通信指令課長	酒匂克己	少年自然の家所長	峯満彦
		中央図書館長	本野啓三
教育部長	中川清		

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一
--------	------	------------	-------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第19号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算	総 務 課
議案第25号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	原子力安全対策室
議案第22号 薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の制定について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第23号 薩摩川内市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について 議案第24号 薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家

△開 会

○委員長（持原秀行）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から二日間にわたり審査を行います。お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日の審査は教育委員会まで進めたいと考えております。ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、審査日程により、そのように審査を進めます。

ここで、1名の方から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合には、委員長において随時許可をいたします。

△総務課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、最初に、総務課の審査を行うこととし、給与改定に伴う条例改正議案と、これに伴う総務課所管の補正予算について審査を進めてまいります。

△議案第19号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）まず、議案第19号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）おはようございます。総務課でございます。

それでは、議案第19号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりはその2、19－1ページからになります。別冊の議会資料で説明いたしますので、議会資料総務部関係の5ページをお開きください。

まず、1の改正経緯、理由等でございますが、国家公務員の給与法改正が1月26日に公布され、これに準じまして、職員の給料月額、初任給調整手当、勤勉手当の支給割合及び特別職、議会議員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

一部改正する条例でございますが、本条例で職

員給与条例、特別職の給与条例、議員報酬条例の3条例を改正するものでございます。

3の給料表の改定でございますが、職員給料が平均0.4%のプラス改定となっております。

なお、全号プラス改定となっておりますけれども、昨年度の給与制度改革によります減額の現給保障の範囲にとどまるもので、実質増額がある職員は約2割の職員が対象となるものでございます。

次、4の初任給調整手当でございますが、本手当は、医師及び歯科医師の採用時の給与額が民間と比較しまして低く、雇用が困難であったため設けられた手当でございまして、今回は限度額を月1,100円引き上げるものでございます。

めくっていただきまして、5の期末勤勉手当でございます。

一般職で勤勉手当を0.1月分引き上げるもの、次の2の再任用職員につきましては、勤勉手当を0.05月分の引き上げ、3の特別職及び議員につきましては、期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。

実施時期でございますけれども、平成27年4月1日に遡及して適用いたします。本条例案及び予算案を可決いただきました後、差額を年度内に支給する予定といたしております。

7、最後になりますけれども、給与改定による補正額につきましては、以上の月額給料、期末勤勉手当のほか、同改定によりますはね返り分の時間外手当及び共済費の差額を合わせまして、一般会計、特別会計総額で、ごらんの5,359万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）ちょっとお尋ねします。

実は、以前からちょっとほかの自治体との違いというのが気になってたんですけれども。南九州市が議会で、特別職と議員職の給与改定については反対するということで、議会が本会議でそういう判断をしたということで。それで、薩摩川内市の場合は議案第19号として、そして一部改正条例ということで、この1、2、3ということで分けてあるんですが。そういう南九州市のようなや

り方と、それから薩摩川内市のやり方っていうのは違ってるんですが、これは仕組みとしては他市と比較してどういうふうになってるのかということをお尋ねしたいと思うんです。

○総務課長（田代健一）基本的に、給与、報酬につきましては条例に基づくものでございますので、それぞれの自治体の裁量に委ねられているところでございます。

本市におきましては、職員の給料につきましては、国及び人事院勧告に基づいた、それに準じた取り扱いをこれまで行ってきました。一部例外としては、本市独自の給与カット等を行った事例もございますけれども、通常は人事院勧告に沿った、国の給与法改定に沿った流れで改定のほうを行ってきているところでございます。

報酬につきましては、報酬等審議会で審議することとなっておりますが、ここ数年、議会議員及び特別職につきましては、期末手当のほうの改定のほうしか納められておりませんので、報酬自体についての改正はなされていないところでございます。したがって、国の給与法等の変更に準じた形で、3条例、すなわち給与条例、特別職条例、それから報酬条例につきましては、1本の条例で提案しているところでございます。

他の自治体の事情についてはちょっと存じ上げておりませんので、ここでは御説明できません。

以上です。

○委員（井上勝博）済いません。そうすると、条例としては三つあるという理解でよろしいんですか。

○総務課長（田代健一）ただいま説明資料のほうの2で御説明いたしました3条例、薩摩川内市職員の給与に関する条例、それから特別職の職員の給与に関する条例、最後に、議員報酬及び費用弁償等に関する条例、これを1本の条例で取りまとめて改正するものでございますので、給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてということで提案しているところでございます。

○委員（井上勝博）職員の給与について、それを増額することについては異論はないわけなんです。やはり、今、特別職や議員に対する報酬ということについては市民の中からも批判もあるわけで、これを他市のように分割することは薩摩川内市ではできないんですか。

○総務課長（田代健一）これまでのところ、

3条例については、人事院勧告及び国の給与法改定に伴う改正という提案理由のもとに、3本まとめて提案してきたところでございます。本市独自の給与カットを行うという前提であれば、分割しての提案というのはあろうかと思います。これまでも、独自の給与カットを特別職のほう、行っておりますけれども、その際も、別途条例になっていた経緯はございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）続きまして、議案第61号、第8回補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の11ページをお開きください。

第8回補正予算につきましては、先ほど御説明いたしました議案第19号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上いたしましたものでございます。

当課の関係分としては、2款1項1目総務一般管理費におきまして、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額を計上いたしましたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くだ

さるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

以上で、給与改定に伴う条例改正議案と、これに伴う総務課所管の補正予算について審査を終了し、総務課所管の他の議案については改めて審査することといたします。

△消防局の審査

○委員長（持原秀行）次に、消防局の審査に入ります。

△議案第25号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第25号薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○予防課長（永田 稔）予防課でございます。

それでは、議案第25号薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその2、25-1ページに記載がございますが、総務文教委員会資料を使って御説明いたしますので、総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

（1）の改正趣旨ですが、前段部分は、本会議の中で消防局長が提案理由として述べておりますので、後段部分になりますが、新たに加えられた設備及び器具に係る離隔距離に関する規定の整備を図るもので、新たに加えられた設備及び器具とは、具体的には、ガスグリドル付こんろと電磁誘導過熱式調理器のことで、技術の進歩により新たにこんろが開発され、この設備等の基準を定めようとするものです。

次に、資料の2ページをお開きください。

写真入りで器具等の資料を掲載してありますが、これについては、こちらのパネルを用いて説明し

たいと思います。

写真の左側になりますが、これがガスグリドル付こんろです。従来から多く使用されているもので、ここにグリル部分がありますけども、ここに魚などを乗せて焼くものがガスグリドル付こんろになります。

こちらの右側の写真になります。ここの丸で囲んである部分、こちらと同じ部分になりますが、写真ではちょっと黒くなっていると思いますが、これがガスグリドルというもので、ここのプレートを、直火によってプレートを熱し、加熱し、その伝導熱で料理する機器のことを言います。これがガスグリドル付こんろというふうになります。

資料にはございませんが、電磁誘導過熱式調理器とありますが、これはいわゆるIH調理器のことを言います。

次に、資料の3ページをお開きください。

離隔距離について御説明いたします。

離隔距離とは、この器具、こんろになりますけども、このこんろから建築物の壁などまでの距離で、火災予防上安全な距離として、この器具から上方、側方、後方、前方と距離が定めてあるものです。

以上で、パネルを用いての説明を終わります。

資料の1ページにお戻りください。

ただいまパネルを用いた説明をもとに、（2）の改正内容について御説明いたします。

アですが、ガスグリドル付こんろに係る離隔距離について、別表第1に追加するとともに、従前から同表において規定されているこんろ及びグリドル付こんろと同様の離隔距離とすることといたしました。以前から普及しておりましたガスグリドル付こんろと同じ離隔距離としたものでございます。

次にイですが、最大入力値が5.8キロワット、1口当たりの最大入力値が3.3キロワットである電磁誘導過熱式調理器及びその複合品に係る離隔距離について、別表第1に追加するとともに、従前から同表において規定されている電磁誘導過熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とすることといたしました。

これは、新たに最大入力値が5.8キロワット、1口当たりの最大入力値3.3キロワットを加えたことと、離隔距離については、従来からありました最大入力値が4.8キロワット、1口当たりの最大入力値が3.0キロワットのものと同一離隔距離

としたものでございます。

この最大入力値とは、最大消費電力のことを言います。1台の調理器で最大で使用できる電力が5.8キロワットとなります。2口のこんろの例をとりますと、1口のこんろで最大で3.3キロワット使用しますと、もう一方は最大で2.5キロワット、合計5.8になりますけども、それまでしか使用できないという、そのような構造になっているものでございます。

ガスこんろと比較しますと、ガスこんろの弱火に対し、IH調理器では約0.4キロワット、中火で約0.7から0.9キロワット、強火で約1.5から2キロワットに相当し、火力の面では、ガスこんろよりもIH調理器のほうが強いようであります。

次に、ウになりますが、その他、所要の規定の整理を行うこととしたこと。これは、別表に規定する電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導過熱式調理器を電気調理器に統合したことや、備考欄の注記事項を改正したものでございます。

次に、(3)施行期日ですが、平成28年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第25号薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）要は、こういうふうに改正されるということで、新しい調理器具ができたということで、それに対する離隔距離を定めたと。そうすると、例えば、今聞いたところによると、従来のガスグリルとガスグリドルというのは同じ離隔距離ということですし、今、電磁調理器ちゅうのがあって、それと最大入力値5.8キロワットというものの離隔距離については追加されるということなんです。例えば、現在、電磁調理器があって、それを大きな出力に交換した場合に離隔距離を広げなきゃいけないっていう、そういうことになるわけですか。建物自体を、構造を変えなきゃいけないってことなんです。

○予防課長（永田 稔）離隔距離については、従来、最大で4.8キロワットというのがずっと出回ってたんですけども。今度新たに5.8キロワッ

ト、ちょっと性能がよくなったものですけども、これに加えられたんですけども、これについても従来のものと何ら火災予防上、安全上問題ないということで、同等ということで、とにかく離隔距離については全く同じということであります。

以上です。

○委員（井上勝博）要するに、条例があって、そして今回はそういう新しい機種が出てきたからその機種名を入れて、例えばいろんな食堂だとか、そういったところで指導する際にどうなってるかということで、消防局としては指導したりする場合の一つの目安になる条例だというふうに理解していいわけですか。各家庭でも、やっぱりこういうことで、例えば消防局が各家庭でこういうのがあったら指導するということになるということなんです。

○予防課長（永田 稔）これは、一般家庭でも飲食店でも、どこの建物でも同じ取り扱いになります。設置するのはほとんどが専門業者と思うんですけども、専門業者の方はこういった基準のっとして設置されるものでありますので、消防署で立ち入り検査をやったときに、特にそういったことを当然見ると思うんですけども、それが壁と床、あったときに、くっついてたとか、ちゃんと離隔距離がないときには、そういったものは当然指導して、それは従来と変わらないと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（佃 昌樹）ちょっと教えてもらいたいんですが、離隔距離というのが設定をされているけど、その隔離された距離を、防火素材を、鉄なら鉄とか、コンクリならコンクリとか、そういったものでした場合に、その離隔距離というのは変動ができるものなのか、もうできないものなのか、この辺どうなってる。

○予防課長（永田 稔）不燃材料と不燃以外のものについては、離隔距離が若干違います。当然、燃えにくい材料を使ってますと、距離が短くなります。それは、先ほど言いました25-1のほうに、別表の中に一覧があるんですけども、その中に離隔距離、不燃のを使ったもの、不燃以外のものとして数値が記載してあります。25-9から10ページあたりに掲載してございます。そのように違います。

以上です。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）おはようございます。消防総務課でございます。

それでは、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の予算に関する説明書（第8回補正）について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の34ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費では、補正額801万7,000円の増額で、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて人件費を補正するものでございます。

内容につきましては、右側、備考欄にあります給料並びに職員手当、共済費について増額するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、議案第70号平成28年度薩摩川内一般会計予算を議題といたします。

まず、局長に概要説明を求めます。

○消防局長（新盛和久）皆さん、おはようございます。

議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算について、私からは、黄色の冊子、平成28年度当初予算概要で御説明を申し上げます。

後ほど、鶴屋総務課長のほうから事項ごとに説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、平成28年度当初予算概要を御準備ください。3ページをお開きください。

歳出の目的別でございますが、9款消防費は、20億2,696万4,000円であり、全体の3.9%でございます。

このうち、消防局所管分は、16億2,025万6,000円で、全体的な構成比率は3.1%でございます。

主な事業につきましては、122ページから123ページまで、消防資機材整備事業、消防団施設整備事業、防火水槽整備事業、消防団資機材整備事業について記載してございますが、これにつきましては、先日の議員勉強会において説明をしておりますので、省略させていただきます。

以上で、私の説明を終わります。

○委員長（持原秀行）それでは、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第70号消防局所管分について御説明申し上げます。

平成28年度薩摩川内市各会計予算調書の歳出215ページをお開きください。

9款1項消防費1日常備消防一般管理費の事項では、常備の消防行政全般に係る一般管理費で、事業費は12億5,031万7,000円でございます。

右側、備考欄になりますが、経費の主な内容として、嘱託員及び防災研修センター臨時職員、また消防職員151人分に係る職員給与費、庁舎等の維持管理に要する経費として、高機能消防指令センター保守業務委託料及び職員の救急救命士養成を初めとした各種研修負担金等のほか、消防

局全体的な事務管理経費を措置したところでございます。

続きまして、下段の常備消防車両管理費の事項では、常備消防車両に関する維持管理費で、事業費は6,082万7,000円でございます。

常備消防で管理する車両52台で、主に車両の燃料費、車検及び法定点検整備等の修繕費で、平成28年度の車検台数は30台を予定しております。また、特に大型高所放水車については、平成21年度購入から7年目を迎えることから、オーバーホールを予定しております。車両等については、毎月職員みずから点検を実施しまして、エアクリーナー、それからワイパーゴムの取りかえ、シャーシのグリスアップ等を行い、経費抑制に努めているところでございます。

続きまして、216ページになります。

2目非常備消防一般管理費の事項では、非常備消防行政の一般管理費で、事業費は1億8,789万9,000円でございます。

経費の主な内容は、消防団員1,329人の報酬、費用弁償のほか、消防団健康診断業務委託や消防団員の公務災害補償基金掛金負担金等を初め、消防学校入校に伴う負担金など、消防団の全般的な事務管理経費を措置したところでございます。特に平成28年度は、消防操法大会が開催されることから、その経費を計上しております。

なお、消防団分団運営補助金として625万円については、各分団に均等割額15万円、団員一人当たり1,000円を加算し、33分団に消防分団の運営に関し補助するものでございます。

続いて、消防団車庫詰所運営補助金は2万4,000円で、これは従来、川内地域の車庫詰所に支払っていたもので、消防後援会で維持管理がされている光熱水費に対し、月額2,000円を上限に補助しているものでございます。

続いて、下段の非常備消防車両管理費の事項では、非常備消防車両に関する維持管理経費で、事業費は1,131万6,000円でございます。

現在、消防団で管理する車両台数95台で、主に消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車などの燃料費、車検及び法定点検整備費などで、平成28年度の車検台数は45台を予定しております。

続いて、217ページになります。

3目常備消防車両等購入費の事項では、常備消防車両の更新整備に伴う経費で、事業費は

3,268万円でございます。

更新車両は、中央消防署に配備しております高規格救急自動車と、上畠分駐所に配備しております連絡車の2台でございます。

続きまして下段、4目非常備消防施設費の事項では、消防団関係の施設整備に伴う経費で、事業費は2,500万円でございます。

内容としましては、消防団車庫詰所の整備で、里分団3カ所の車庫詰所1カ所に統合するための設計地質調査に係る委託料のほか、宮里町道路拡張に伴う防火水槽1基の移転整備、新規整備1基で、合計2基、また有蓋化工事を計画しているところでございます。

続いて、218ページになります。

非常備消防車両等購入費の事項では、消防団車両等の更新整備に伴う経費で、事業費は5,221万7,000円でございます。

内容としましては、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ積載車3台、小型動力ポンプミニ積載車1台、小型動力ポンプ5台分でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、63ページをお開きください。

主なものについて御説明申し上げます。

上から2段目の消防手数料は246万3,000円で、これは危険物施設であります給油取扱所や屋外タンク貯蔵所等の設置及び変更許可申請等に伴う危険物施設手数料等でございます。

続いて、4段目の7目県補助金は、予算額984万4,000円で、小型動力ポンプ普通積載車3台、小型動力ポンプミニ積載車1台、小型動力ポンプ5台の購入に伴う石油貯蔵施設立地対策等交付金で、定額の補助となっております。

続いて最後の行、4目雑入は、予算額365万3,000円でございますが、主なものは、宮里町県道拡張工事に伴う防火水槽の移転補償費264万8,000円でございます。

以上で、消防局所管に係る予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください。

消防団の機材整備事業で、これは分配はどういうところで配られるんですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文） 消防団整備事業につきましては、消防ポンプ車が南瀬部、それから普通積載車のほうが中郷部、寄田部、朝陽部、またミニ積載車については、西部大隊車、それから小型動力ポンプにつきましては、湯田部、市比野部、上手1部、下手2部、藺牟田2部を予定しております。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（福元光一） 215ページ、ここに大型高所放水車オーバーホールってあるんですけど。これはまずどの部分をオーバーホールするんですか、4,000万近く予算が。

○消防総務課長（鶴屋豊文） これにつきましては、日本消防検定協会が示す消防用車両の安全基準に基づいてオーバーホールをするもので、購入から7年目となります。全体的には、高所のバスケット部分とか、それからブームの部分、それからジャッキとか、そういう資機材全てについて、一回分解して古いところは更新したり、そういうことになります。

車両についても、全体的な塗装は行う予定です。

○委員（福元光一） 今、7年目ということですけど、オーバーホールをして、あとまた何年使われるんですか。基準があるんですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文） 次につきましては、今度は7年の後は5年になります。

○委員（福元光一） 5年目にまたオーバーホールをされる予定ですね。

この高所放水車は、実際、火事があって何回出動されたのか。高所放水車を使った火事はなかったんだけど、何回訓練されたのか。そして、7年目になったからオーバーホールされるんじゃないかって、何回出たかとか、何回訓練して、車両が古くなってるっていう感じでオーバーホールされるんですけど、そのところがわかつたら教えてください。

○消防総務課長（鶴屋豊文） 先ほど説明しました、日本消防検定協会が示す、先ほど言いました7年目と、あと一つは、作動するわけですね、油圧を使って。その時間が1,500時間というのもございます。ただ、7年目じゃなくても、その時間になればやるということです。

今、うちの高所放水車については、油圧の作動時間が932時間ということで、今現在使用している状況です。火災件数の出動等については、次

長のほうからお答えさせていただきます。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 火災等訓練の状況でございますけども、実際、火災で出動しまして水を打った件数は、今までで2件ございました。これは、二階建ての家であつたりとか、アパートで上から打ったほうがいいということで、持ってきて放水した件がございました。

それから、訓練につきましては、高所放水車、コンビナートの対応をいたしますので、月1回、火電のコンビナート地域のほうで大きな訓練をやっております。あと、あわせまして、所属、南部分署におきまして、月々の点検あるいは毎日の点検ということでやっております。

ちょっとお待ちください。

先ほど総務課長が話をしましたけども、若干これ、ちょっと高所放水車の写真がなくて申しわけないんですけど、これ、はしご車の写真になりますけども、どこをどうするのかと、オーバーホール。この車両のところに、はしごが乗っております。この下にターンテーブルというのがありまして、これ、動かす機械があるんですけども、ここから全部もう取り外します。取り外して、こちら、はしごの梯体というか、なっておりますが、これを全部分解して、高所の場合はクレーンと一緒にブームになっておりますので、そこを全部分解して、中の油圧であつたりとか、中にいわゆるパッキンとかありますので、そういうのも全部分解して交換していくと。ですので、いわゆる経年劣化というものもあります。今、議員がおっしゃったとおり、火災でとか訓練で使うところは、目視でワイヤーであつたりとかそういうのはわかるんですけども、どうしても内部に入ってるパッキンであつたりとか、そういうものは分解しないと見えません。わかりません。これを大体、先ほど総務課長が言ったとおり、日本消防検定協会のほうでおおむね7年で交換してくださいということでやっている状況でございます。

○委員（福元光一） はい、わかりました。

それから、高所放水車に限らず、今のはしご車とかいろいろ購入するときは、もう何年も前に質問をしたことがあったんですけど、車体自体は例えば日野自動車とかいすゞ自動車とか三菱ふそうとかあるんですけど。購入先は何でその車屋さんから買わないで、消防設備屋さんから買うのかという質問をしたことがあったんですけど。今回の

このオーバーホールっていうのは、整備先はどこなんですか。1カ所で済むもんですか。それとも、2カ所に分けてせんにゃいかんもんですか。教えてください。

○次長兼警防課長（福山忠雄）今、私どもが使っております高所放水車は、森田ポンプ株式会社の車両でございまして、これについては、オーバーホールは森田ポンプ株式会社のほうでしていただく予定であります。兵庫県の三田というところに大きな工場があるんですけども、そこで、今、先ほど御紹介しました車両を持ち込んで、そこで全部分解していったらいいということになります。

○委員（福元光一）はい、わかりました。

○委員長（持原秀行）ほかにございせんか。

○委員（井上勝博）216ページの、先ほど、消防団の団に対する加算15万円と、団員に対する1,000円の加算についてということでありましたが、もう少し詳しく御説明いただけますか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）消防団分団運営補助金でございんですけども、各分団の加算というのが、各分団、女性分団を入れまして33分団ありますけども。分団の均等割として各分団15万円、それから人員割としまして、団員一人当たり1,000円を加算して補助するものでございます。

○委員（井上勝博）それは、ことしだけですか。これからずっとなんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）合併当初からやっております。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかにございせんか。

○委員（帯田裕達）215ページ、救急救命士養成研修負担金、これをもうちょっと内容を教えてください。試験を受けるための研修になるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）救急救命士の養成負担金というのは、今現在、北九州のほうに、振興財団のほうで研修所がございまして、そこに9月から3月まで研修に行きます。それが終わりますして、救急救命士の国家試験を受けるということの研修負担金ということで、約半年を超える7カ月の研修の養成に係る経費ということでございます。

○委員長（持原秀行）何名か、人数。

○次長兼警防課長（福山忠雄）一人です。

○委員（帯田裕達）現在、今、本市には何人救

急救命士がいるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）今現在は34名の救急救命士の職員がおります。

○委員（帯田裕達）ということは、一人ずつその研修を受けて、毎年一人ずつ試験を受けるちゅうような形になるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）今まで予算では、多いときは二人しておったんですけども、今現在は、ここ数年は一人計画的に派遣しております。

また、救急救命士の数に関しましては、今、救急救命士の専門学校がございまして、熊本であったりとか福岡で、そこの方が採用試験を受けて通ったときに、たまたま持ってらっしゃったという方もいらっしゃいますので、毎年二人、三人とかふえていきますけども、私どもが予算で派遣するのは今のところ一人でございまして。

○委員（帯田裕達）例えば霧島市、鹿屋市と比べて、その状況はどうなんでしょうか、救命士の割合ちゅうのは。

○次長兼警防課長（福山忠雄）平成27年の4月現在の数字を申し上げますと、救命士、霧島市が42人、鹿屋市、これは大隅肝付地区消防組合になりますけども、29人という数字でございます。

○委員（帯田裕達）はい、わかりました。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）1点質問します。

たしか6年前に、福山次長さんのほうから消防車両の車両更新についてお話があったのを覚えてるんです。消防車両というのは、維持管理費と車両更新費用と大きくこの二つがかかると思うんですけど、そのうちの車両更新については対象車両が多いということで、10年スパンじゃなくて、とてもじゃないけど15年とか20年スパンで考えて定期的に入れかえていかないかんということをおっしゃったんですけど、そのときの計画に対して、平成28年度というのは予定どおりなんでしょうか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）たしか谷津議員のほうから御指摘というか、御意見がありまして、いわゆる消防団でも95台、常備で40台以上持っておりますので、更新というのが重なる時期が来るんじゃないかと。これをちゃんと平準化して

計画をつくっていかないと、ということで御意見もいただきました。

今、お話があったとおり、私ども、約20年スパンで、いわゆる車両更新が一番早い救急車が10年で、あと消防車両が13年であったり、特殊車両は20年ということで計画しておりますので、おおむね20年スパンで計画しております。

平成28年度の更新車両につきましては、一応、計画どおりということで計上してございます。

○議員（谷津由尚）ありがとうございます。計画どおりということで、ひとまず安心はしました。

先ほども質問がありましたように、特殊車両となると維持管理費も相当かかると、メンテ費もかかるということもありまして、そのほか車両更新代、保険料と、考えただけでやっぱりすごい維持費がかかるわけですけど。消防車両の特殊車両ですらないと思うんですけど、リース形態という、そういう事業というのはどっかやられてないんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）以前もリースでということでお話もありましたので、私どもいろいろと調べたんですけども、日本全国でやはり何か所かはリース契約というのをやっているところがございます。当然、メリット・デメリットがあって、ちょっと今、手持ち資料がないので詳しいことはわかりませんけども、やってるところはあります。しかし、私ども、そういう御意見いただいていると調べたんですけども、やはり購入したほうが効率がよいということで、今、そのような状況になっております。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務の調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして一括して御説明申し上げますので、委員会資料を御準備をお願いいたします。

4ページになります。

救急関係に係ります一般協力者表彰でございます。

まず、上段でございますが、市内のタクシー会

社の配車係の方が、前日に予約を受けたお宅に伺ったところ、応答がなく連絡がとれないと乗務員から聞きまして、翌日になります。気になって自宅のほうに安否確認に向かったところ、外から室内に倒れております家人を発見し、関係機関に連絡するとともに、消防隊により病院へ搬送された事案でございます。

あと、下段になります。ダンスサークルでの練習中に意識消失で心肺停止状態になった78歳の男性に対しまして、連携し、心肺蘇生及び119番通報を行い、救急隊到着後に心拍が再開し、入院から約3週間後に無事に退院し社会復帰された事案、計2件につきまして協力者表彰を行ったところでございます。

続きまして、2の防災研修センターの利用状況でございますが、開館から2月末現在で1万3,124人の方々に研修していただいております。来庁された方々の市内外及び年代別につきましては、資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き、周知・広報に努め、防災研修センターを活用し、市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

続きまして、5ページをごらんください。

平成28年の新春を飾ります消防出初め式を、1月6日と9日に市内3会場で実施いたしました。議員の皆様には、寒い中御参列いただきまして、まことにありがとうございました。

下段になります。1月26日の文化財防火デーに伴います立入検査につきましてですが、従来、消防職員のみで実施しておりましたけども、今回から文化財の所管課でございます教育委員会文化課と合同で、市内8カ所の施設において実施いたしましたところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

5の消防救急デジタル無線運用につきましては、事業の進捗にあわせ仮運用で行ってりましたが、1月19日から本運用を開始することとし、同日に総務文教委員会正副委員長にも御参列いただきまして、運用開始式を実施いたしましたところでございます。

6は、第35回目となります消防職員意見発表会を、1月27日に多目的ホールで実施いたしました。意見発表の応募者58人のうちから、書類選考で選びました10人の職員が当日発表し、最優秀に選ばれました中央消防署、谷口消防副士長

が、4月にさつま町で開催されます鹿児島県消防職員意見発表会に本市の代表として出場することとしております。

続きまして、7ページになります。

消防職員及び団員の研修状況でございます。

(1)は、消防用機械器具等の検定を行います日本消防検定協会から講師を招きまして、消防用資機材の検定及び泡消火設備等につきまして、本市職員を初め、北薩地区の4消防本部にも声をかけまして研修を実施いたしましたところでございます。

(2)は、消防団員の研修でございますが、消防学校等への派遣研修以外に、市内3会場で研修を実施いたしました。研修内容につきましては、訓練、災害現場等における安全管理の基本等の講義、実技のほか、消防団員等公務災害補償等共済基金の講師によります消防団危険予知訓練、また緊急自動車の運転に係ります交通法令等の研修を実施いたしましたところでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

各消防署で実施いたしました訓練指導等でございます。

(1)は、市内4中学校から28人の生徒が参加いたしました各署におきましての職場体験学習の状況でございます。

(2)は、自主防災組織等の訓練実施状況になります。

なお、平成27年中は、下段に書いてございますけれども、対象訓練の実施回数は41回で2,574人となっておりますが、先ほど申し上げました防災研修センターでも自主防災組織の方々が訓練ということで来庁していただいております。この回数が41回、816名の方々がいらっしゃいますので、自主防災組織の訓練としましては、合計3,390名の方々が訓練に参加したということになっております。

続きまして、9ページになります。

3月1日から7日まで、春季全国火災予防運動期間中に実施いたしました消防演習、防火の呼びかけ及び街頭立哨について記載しております。

(2)に記載のとおり、平成26年11月から取り組んでおります火災予防街頭立哨につきまして、消防職員、消防団員、各協会のほか、今回から新たに幼年消防クラブ及び女性防火クラブの方々の御協力をいただきまして、市内主要交差点9カ所で期間中の毎日17時から、のぼり、横断

幕などで市民の方々に火災予防を呼びかけたところでございます。

なお、火災予防運動期間中における火災は発生しなかったところでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

火災・救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

平成27年の1月から12月の集計になりますが、(1)の表に記載のとおり、平成27年は火災が36件発生し、対前年比11件の減で、この件数につきましては、昭和56年に川内地区消防組合が発足した以降において最低の件数となっております。

救急につきましては4,173件で、対前年比180件の増となっており、4,000件を超えたのは、平成24年に引き続きまして今回で2回目でございます。

また、火災での死傷者の発生状況は、亡くなられた方がお一人で、対前年と比べまして3人の減となっております。

(2)から(5)は、地域別、月別の火災・救急の発生状況でございます。

まず初めに火災でございますが、(2)の地域別のところでございます。東郷地域と甕島地域につきましては、火災の発生はございませんでした。

また、火災の種別の建物のうち、半焼以上の炎上火災ですが、前年と比較しまして6件減少しており、これが火災損害額の減につながっております。

また、あわせまして、火入れ・たき火等のその他火災が8件減少しております。

続きまして、救急では、(4)になりますけれども、地域別で川内地域が増加しており、その他の地域では微増もしくは減少しているところでございます。

月別では、8月の件数が最多となっておりますが、8月の増加要因につきましては、熱中症の件数の増とあわせまして、台風15号関係の救急の増加でございます。

救急の種別では、急病及び一般負傷が増加し、交通事故が減少しているところでございます。傷病者の程度別、いわゆる重症、中等症、軽傷という程度別でございますけれども、救急搬送された方が医師の初診時に軽傷、いわゆる入院を必要としない方の割合、軽傷者搬送率でございますけれども、

これにつきましては34.4%で、前年より1.1ポイント減少し、平成16年の合併以降最低となっております。今後も引き続きまして、救急車の適正利用につきまして広報活動に努めてまいります。

また、65歳以上の高齢者の搬送割合60.9%でございまして、先ほど4,173件と言いましたが、このうち搬送人員が3,860人で、そのうちの6割の方が65歳以上の高齢者ということでございます。これにつきましては、60.9%というのは、前年と比較しまして1.7ポイント減少はしておりますけれども、実際の搬送人員はふえております。今後もふえると見込んでいるところでございます。

続きまして、11ページになりますが、平成28年の1月から2月の火災・救急の発生状況です。

(1)の表に記載のとおり、火災は8件発生し、対前年と同数でございます。救急は714件で、26件の減となっております。

なお、火災につきましては、たき火・枯れ草焼き等のその他火災が週末に多発していることから、消防車両によります防火広報のほか、週末の天候状況を見まして、防災行政無線によります広報等を、今、実施してるところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一） 火災があった場合に、携帯に連絡が来るんですけど、その中で、その他火災はわかります、山とかどっかがとこと、枯れ草。間違いでしたというのが年間にどのくらいありますか。

○通信指令課長（酒匂克己） 通信指令課の酒匂でございます。

平成27年中の間違い通報というのは、1年間に356件でございます。

申しわけありません。火災についてでした。火災についての間違いというのは、ちょっとこちらでは細かい数字は把握しておりません。

○委員（福元光一） 間違い火災でも、119番通報があるから消防自動車は走っていくわけですが、携帯にそれが年のうちには何回かあるんです

よね、間違いでしたと。まず通報者とか原因とかっていうのを調べられるわけですから、すると間違いだったっていうことなんですけど、その内容はどんなものが多いですか。

○消防局長（新盛和久） 火災について119番が来て、間違っただけという部分ではありますが、いわゆる火事騒ぎというやつでございまして、例えば、こんろに物を入れて、火をかけたまま出かけていかれて、だんだん水分がなくなって焦げてきて煙だけ出てるという分がありまして、それを見た方が通報されまして、煙が出てるということで行ってみたら、火災ではないけれども焦げていたという、そういったものがいわゆる後から誤報でしたという分でメール配信されるものでございます。

つまり、火災の定義に当てはまらないものであっても、煙が出たりするわけです。そういう部分を見て、善意の通報、つまり火災ではないだろうかということで通報された後、結果的に火事ではなかったというようなものでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（徳永武次） きょうの資料じゃないんですけど、これ、この前もらった資料なんですけど。この中で、甌島からの島外搬送の件なんですけど、これでヘリ甌を使って44件とか、漁船とか高速船で19件とかってなってますけど、鹿児島市へ26件、いちき串木野市へ40件、薩摩川内市へ6件と搬送先がなってるんですけど。これ、いちき串木野が多いことは、やっぱ指定されるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 島外搬送で来られる方は、もう病院は向こうから、診療所の先生であつたりとか本人のかかりつけであつたりとかということで、指定というか、決めてこられます。

○委員（徳永武次） 例えば、高速船の「こしき」を使っても、やっぱそういうふうにいちき串木野とかって指定されるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 島外搬送というのは、特に診療所から次の病院とか、あるいは自宅で対応できないということで急ぎのやつもありますし、こちらの整形を使うとかありますので、それについては、もうあらかじめどこにということで、診療所の先生が相手先の病院の了解をとって搬送するというところでございます。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（帯田裕達）防災研修センターの利用状況で、小学生は3,000人、それから中学校が184人、高校生が30人ですが。小学校は遠足なりそういうので来られるのか、中学生、高校生にしては、何かこう寂しいような数字になってるんですが。例えば中学校も、何か授業じゃないかもしれないけど、やはり1年から2年、3年の間に1回は研修センターに行って、防火とか消し方とか、処置についてもそうでしょうけど、余りにも184人、高校生の30人ちゅうのは少ないような気がしますけど、それはどのように考えていらっしゃるんですか。

○予防課長（永田 稔）高校生について、この数字のとおり、ほんとに少ないんですけども、これを踏まえまして、市内の高校に出向きまして、ぜひ防災研修センターを利用して防災意識を高めていただきたいというお願いにはまいっております。その中で、学校からの回答としまして、期末試験とかそういった時期が終わった後は行かせますということはお聞きしてるんですけども、実際に高校生がどっと多く的人数で来るってことはまだ現在ありませんので、また機会を見て、再度お願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）1点質問します。

住宅用の火災警報器が設置されまして、本市は大部分設置率が高かったと思うんですけど、この建物火災の中で住宅用の火災警報器が、これは効果をやっぱり示したという、件数的にもそうかもしれませんが、何かその辺のわかる資料って、今、ありませんか。もしおわかりでしたら、それを教えていただきたいです。

○予防課長（永田 稔）住宅用火災警報器が感知しまして火災に至らなかったというのは、先ほど局長からもありましたけども、1件、住宅用火災警報器が鳴動して、隣の方が発見して、それが先ほど言いました、鍋の焦げだけで済んだんです。そういった奏功事例は、まだ一件しか聞いてないんですけども。

以上です。

○議員（谷津由尚）目的としては、やっぱり初期消火のタイミングが早くなるとか、そういう効果につながっていくと思うんですけど、その辺の何か情報というのはありませんか。

○消防局長（新盛和久）住宅用火災警報器をそれぞれの家に設置させようという部分につきましては、これは火災による焼死者が非常に住宅からの火災が多かったということで、本来、個人の住宅にそういった部分を義務づけるという部分は、なかなか制度的にやってこなかったんですけども、非常に焼死者が多いということでやっております。したがって、初期消火というよりも、これは火災が発生をして、早期に避難をして、そして死なないという部分が目的でございまして、そのために、設置する場所が寝室であつたりとか廊下であつたりとかというふうに、避難に着目した、そもそもがそういうものであるというのが第1点と。しかし、鳴ることによって、煙で感知しますので、初期消火も可能になるというように思います。しかし、目的は、夜間就寝中に火災で死なないというのが目的でございまして。

また、先ほど谷津議員からありましたように、奏功事例については統計的にとっていきまして、またお示しをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で消防局を終わります。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午前11時12分休憩

~~~~~

午前11時14分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

△防災安全課の審査

○委員長（持原秀行）次に、防災安全課の審査に入ります。

それでは、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄）防災安全課でございます。

それでは、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の防災安全課分について御説明いたします。

予算に関する説明書の34ページをお開きください。2列目になります。

9款1項6目災害対策費を1万6,000円増額をお願いするものでございます。

これにつきましては、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、人件費を補正要求するものでございます。

以上で、防災安全課に係る補正予算についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（新屋義文）それでは、黄色の冊子の平成28年度当初予算概要を御準備いただきまして、28ページをお開きください。

防災安全課の平成28年度予算に係る事業概要でございますが、まず初めに、28ページの一番上の交通安全教育普及啓発事業につきましては、交通事故防止及び交通安全教育の推進のため、保育園、幼稚園、小学校等での交通安全教室及び自動車教習所を活用した高齢者の運転免許保有者のほか、自転車運転者、歩行者向けの参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するものでございます。

次に、その下、おおつな心の交通安全プロジェクト事業についてでございますが、同事業は、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会において、平成27年度から取り組んでいるところでございますが、記載のとおり、おおつな心で365日、

おはよう、朝起きてから、おやすみ、夜寝るまで、常に交通安全を意識する気持ちを持ち、日本一交通事故の少ない安全・安心な薩摩川内市を目指す運動を実施しようとするもので、同連合会が平成28年度に実施する意識啓発用のステッカーやマグネットの作成のほか、高齢者の免許返納者への5,000円分のタクシーチケット配布に係る経費に充てるための負担金を負担しようとするものでございます。

次に、防犯カメラ設置事業についてでございますが、同事業は、平成26年度から実施しており、これまで大小路側の国道3号線の交差点や駅など、12カ所14台の設置を行っておりますが、平成28年度におきましても、5カ所12台を設置する予定でございます。

あけていただきまして、29ページをごらんください。

空家対策事業は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行及び昨年9月30日に施行しました本市の空家等対策の推進に関する条例に基づき、特定空家等に対する適正管理及び空き家の有効活用を図ろうとするものであり、昨年12月1日に、空家等対策協議会を設置しながら、現在、空家等対策推進計画を策定すべく協議いただいているところでございます。

事業といたしましては、協議会を開催しながら、空き家対策に関するチラシの作成、配布を行い、また、空き家等の再調査等を行いながら、特定空家等に関する指導、助言等を行うことといたしております。

次に、防災サポーター制度は、21年度から設置し、災害応急対策時には地区災害対策詰所において職員の補助業務を、平常時にはがけ地近接等危険住宅調査支援や防災行政無線のモニター業務等を行っていただきます。また、研修会を開催し、防災基礎知識等の習得をしていただきながら、地域防災リーダーとしても活躍いただきたいと考えているところでございます。

次に、原子力防災等訪問事業についてでございます。平成25年度から実施しておりますが、平成28年度においても継続することとし、UPZ内の高齢者等の要配慮者宅を訪問し、避難経路や避難場所の周知、原子力災害が発生した際の避難のあり方等説明のほか、戸別受信機の維持管理の周知等を行いながら、個別支援計画の作成につなげ

ていきたいと考えております。

次に、３０ページをごらんください。

防災行政無線通信施設管理業務につきましては、これまで整備いたしました防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機の維持管理のほか、移動系無線の維持管理を適切に行い、災害時の情報の提供及び収集を支障なく実施できるよう行ってまいります。

最後に、総合防災センター施設整備事業でありますが、現在、４月末を期限に、センター新築工事に伴う設計業務委託を行っており、設計が上がり次第、さらに詳細を検討しながら、センターの建設に向けて取り組んでまいります。

以上が予算に関連する事業概要でございます。

具体的な予算の内容につきましては課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）**引き続き当局の補足説明を求めます。

**○防災安全課長（角島 栄）**それでは、議案第７０号平成２８年度一般会計予算の防災安全課分について説明いたします。

予算調書の９０ページをお開きください。

まず、２款１項２目秘書広報費の自衛官募集事務費についてでございます。

自衛官募集事務費は、自衛官募集事務及び薩摩川内市防衛協会に係る経費であり、事業費は３１万３,０００円でございます。

経費の主な内容としましては、自衛官募集事務市町村担当者会議の普通旅費及び防衛協会補助金でございます。

次に、その下の２款１項１２目市民相談交通防犯費の事項交通安全対策費についてでございます。

交通安全思想の普及高揚、交通事故防止の推進、交通安全教育など交通安全対策に係る経費１,０３４万９,０００円を措置させていただいております。

経費の主なものにつきましては、交通安全対策会議委員報酬のほか、交通安全教育普及啓発業務委託及び薩摩川内警察署管内交通安全連合会負担金等でございます。

負担金としましては、おおつな心の交通安全プロジェクト事業分２５０万円を含む薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金６３４万４,０００円、また甑地区交通安全協会負担金２２８万９,０００円、鹿児島県交通安全母の会連

合会市町村負担金４万円の負担金でございます。

次に、あけていただきまして、９１ページをごらんください。

事項、防犯対策費につきましては、防犯思想の普及を図り、市民生活に危険を及ぼす犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりの推進及び空家等対策特別措置法等の施行に伴う特定空家等に対する適正管理等に係る経費であり、事業費としまして１,２３２万７,０００円でございます。

経費の主なものにつきましては、空家等対策協議会委員報酬のほか、地区コミュニティ協議会等に配布いたします防犯用品等に係る消耗品費、また防犯カメラ保守点検委託料１２万６,０００円、防犯カメラ設置工事費として５００万円を計上しております。

また、負担金としましては、薩摩川内地区防犯協会負担金４２４万６,０００円のほか、かごしま犯罪被害者支援センター負担金１４万４,０００円、薩摩川内市暴力団等排除推進連絡協議会負担金１４万円、薩摩川内警察署管内沿岸警戒連絡協力会負担金１０万円、甑島幹部派出所沿岸警戒連絡協力会負担金６万５,０００円であります。

また、補助金としまして、青色灯自主防犯活動事業補助金９６万６,０００円でございます。

また、空家対策費としまして６５万３,０００円も措置させていただいております。

次に、その下９款１項６目災害対策費のうち、災害予防応急対策費につきまして、災害対策基本法に基づく災害応急対策等に係る経費を７,５２４万１,０００円措置させていただいております。

経費の主なものにつきましては、防災会議及び国民保護協議会の委員、防災サポーターの報酬、行政事務嘱託員、災害対策時の職員の時間外勤務手当のほか、気象観測装置機器更新業務等の委託料として２,３８１万５,０００円。また、負担金、補助金としましては、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金等３９６万５,０００円、日本水難救済会川内救難所など５救難所運営費補助金３９万円でございます。

次に、９２ページでございます。

事項、防災行政無線通信施設管理費につきましては、防災行政無線通信施設の維持管理に係る経費でございます。５,３９６万円を措置させていただいております。



主な経費としまして、無線設備整備等業務嘱託員の報酬、屋外拡声子局修繕等、防災行政無線デジタル設備保守点検業務委託、I P無線回線利用料等、防災行政無線の戸別受信機アンテナ設置工事費等でございます。

また、負担金としまして、電波使用料負担金等158万8,000円、県防災行政無線運営協議会等負担金36万7,000円でございます。

次に、その下、総合防災センター施設整備事業費につきまして、総合防災センター施設の整備に係る経費としまして1億8,842万7,000円を措置させていただいております。

主な経費としまして、建築本体工事等及び総合防災センター施設整備基金利子収入積立金等でございます。

以上で、歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について説明をいたします。予算調書の11ページをお開きください。

初めに、消防使用料は、行政財産使用料でございます。下甗町に設置しております緊急避難施設の敷地に、九州電力及びN T Tの電柱が立っております。当該土地の使用料の1万2,000円の予算措置でございます。

次に、国庫委託金の総務費委託金につきまして、自衛官募集に係る募集事務地方公共団体委託金2万円でございます。

なお、この2万円につきましては、全額、充当先事業広報管理費として自衛官募集に係る広報紙の経費に充当することとしております。

次に、財産運用収入の利子及び配当金につきましては、総合防災センター施設整備基金利子収入23万5,000円でございます。

次に、基金繰入金の総合防災センター施設整備基金繰入金は、1億8,800万円でございます。

次に、継続費について御説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開きください。

9款1項総合防災センター施設整備事業でございます。総額4億7,000万円であり、平成28年度1億8,800万円、平成29年度2億8,200万円の継続事業となっております。

なお、この事業につきましては、本体工事のみでございます。

以上で、平成28年度薩摩川内市一般会計予算の防災安全課に係る概要につきまして説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し

上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）歳出に係る予算調書の91ページなんですけど、空家等対策協議会委員9人ってなってます。もし差し支えなければ、こういったメンバーが入ってるかっていうのを教えてもらえればというのと。防犯用の消耗品等54万5,000円ってあるんですけど、これ、こういった、何台分とか何かやっぱあるんでしょうか。そういったのがあれば、ちょっと教えてもらえればと思います。

○防災安全課長（角島 栄）空家対策等対策協議会の委員につきましては、10名の委員ということで、市長を含む10名でございます。

その中にも例示してございますように、委員の中には司法書士会、建築士会、宅地建物取引業協会、不動産鑑定士協会、土地家屋調査士会、民生委員の協議会連合会、また地区コミュニティ協議会の代表者が2名と、女性のほうで特定非営利活動法人の方が1名ということで、計、市長を含む10名でございます。

なお、2点目の御質問でございますが、防犯用品の消耗品につきましては、これは事前に地区コミュニティ協議会のほうに必要な品物、のぼり旗とか、そういうものについて御要望いただいて、その上で予算措置を毎年させていただいてるところでございます。

以上です。

○委員（今塩屋裕一）空家対策等協議会の委員9名、市長を含めて10名。今後、また強化していかれると思うんですけど。もしこういった内容、空家対策の地区コミの会長とかも中に入ってますけど。これから自治会長までしっかりわたり継がれて、いろんな協議が出てくると思うんですけど、話し合いとか。具体的にはどこまで進めていって、こういった声が上がってくるのか。はっきり言って、もう県外では空家対策の条例が通って、撤去まで行っているところもありますし、そういったメディア等で相当広報出てるのがありますけど。どこまで協議して、こういった話っていうところでは、管理っていうか、そういった話はあるんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）この空家対策に

つきましては、現在、危機管理監のほうからも説明ございました空家対策の計画を、今、策定中でございます。委員の御協力で協議しながら、その中で、空家等対策についての計画に基づきながら進める予定でございます。

なお、基本的には特別措置法に基づいて事務処理等も実施してまいりたいと考えております。その中には、委員が言われるように、代執行による撤去もありますので、市としましては、特措法に基づきまして進めていくという考えでございます。

以上です。

○委員（今塩屋裕一）わかりました。

あと、防犯カメラ、防犯用消耗品等と出たのがあったんですけど、我々総務文教委員会、今、一班なんですけど、この前、企業連携協議会の会長である田中さんとの意見交換をする中で、スマホコリライトの件を相当アピールしてまして、それもゆくゆくはWi-Fi使ったり防犯カメラも、あと災害時のときの充電とか、携帯電話が使われるように充電も蓄電をつけて取り入れていきたいというのも、熱く話をしてる田中会長だったんですけど、そういった今後の連携っていうのがありましたら、お聞かせください。

○防災安全課長（角島 栄）その点につきましては、平成27年度の中でスマホコリライトが防犯カメラとか、そういう防犯等に活用できないかというのは関係課で今、協議をしているところでございますので、その中で進めさせていただきたいと思っています。

以上です。

○委員（徳永武次）交通安全教育普及啓発事業ちゅう中で、運転免許保有者65歳から69歳まで。これ、非常に私も昨年、事故しまして、自分のこの反射とかそういうのが反応とか、非常に意識とすごく違うところを発見したところもあったんですけど。恐らくそういうことも含めてこういう予算措置されてると思うんですけど、これ、昨年どのくらい受けられたんですか。

○防災安全課長（角島 栄）高齢者のそういう件数につきましては、昨年は平成27年度の3月1日現在ですが、合計で98名の高齢者の方が受けてらっしゃいます。

○委員（徳永武次）恐らく1回が10名単位ぐらいですよ。それで9回ちゅうことですよ。これ、自動車学校との提携ですよ。私、非常に

思ったのは、予算が137万ぐらいですから、もう少しふやされていいんじゃないかと思うんですけども、その辺の検討はどうか。

○防災安全課長（角島 栄）この事業につきましては、自動車学校さんの御協力をいただいでることで、自動車学校の受け入れ態勢とかそういうのもありまして、今の人数になってると考えておりますが。

それで今回、今年度は1回雪のためにちょっと1回分、1回流されております。もうちょっとふえるとは思いますが、今後、委員からの意見がありましたので、ちょっとまた再度、検討させていただきたいと思います。

○委員（徳永武次）我々の年代なんですけど、恐らく運転に対する過信もあるんですよ。それと、その講習内容によって気づくところが結構ありますので、非常に大事な部分じゃなかろうかなと思いますので、ぜひその辺はまた来年、予算組されるときはよろしく願いをいたします。

○委員長（持原秀行）要望であります。ほかにありませんか。

○委員（福元光一）今の概要のそのこの下のほう、おおつな心の交通安全プロジェクトということなんですけど、新規にその中の（3）の、高齢者免許返納メリット制度っていうのがあるんですけど、危機管理監のほうで説明があったんですけど、これはこの目的まずは何ですかね。

○防災安全課長（角島 栄）高齢者による事故の発生が多い、または、もし、そういう事故に基づく死者数も多くなってくるということで、その前にそういう減らそうということで、今、早期に免許返納された方に何かメリットがないかということで始めさせていただくということで、考えているところです。

以上です。

○委員（福元光一）これは平成28年度からされるわけですけど、新規ですから、大体返納者をどのくらい予測されておられるんですかね。

○防災安全課長（角島 栄）年間400名をしております。

○委員（福元光一）この5,000円分のタクシーチケット配付って書いてあるんですけど、これは年にですかね、それとも月にですかね。

○防災安全課長（角島 栄）このメリットにつきましては、返納したときのみの1回限りでござ

います。

以上です。

○委員（福元光一）例えば、夫婦返納された場合に、二人分くれるんです、それとも一人分なんですかね。

○防災安全課長（角島 栄）返納につきましては、一人5,000円でっていうことで考えております。

○委員（福元光一）最初、聞きましたこの目的は、もう事故減になるように、高齢者の事故が多いですから、であるんですから、やはりこれを1回のみじゃなくて、もう返納した人は年に5,000円でもいいですから、毎年ということは、高齢者は車の免許、車がないともう不便だからっていうので、高齢になっても免許証、なかなか返納されないんですよ。だから、やはりこれ、新規でやって、もう1年きり、ぼっきりじゃあまだ何て理解していいかわかりませんが、目的は高齢者の事故減になるようにだから、とにかくもう早く免許証を返納してもらったら事故は減るし、そのためにはその運転手の方々が気持ちよくっていうか、タクシー台が年に5,000円でももらえるから早くもう返納しようかなという気持ちになるように、毎年、もうもちろん生きておられる限りずっとやらんにゃいかんわけですよ。そうしないと、免許を返納されないから、そこのところを一応、検討してみてください。

○危機管理監（新屋義文）この5,000円チケットのタクシーチケットの配付ですが、きっかけとなるような形での配付っていうことをさせていただきたいと思っております。

高齢者の方のやはり不便になるっていう部分もありますので、例えば、コミュニティバスとかデマンド交通とか、そちらのそういう交通関係のネットワーク的なところ、それとの兼ね合いも加味しながら、そういう高齢者の交通不便弱者と言われる部分をなくするような形の対策も、関係課と協議をしながらやっていきたいと思います。

御提案の、その毎年5,000円となりますと、相当な経費になりますので、今回については返納のきっかけをつくっていただくための材料ということで、今回、提案をさせていただいたところで、

以上です。

○委員（福元光一）返納のきっかけをという目

的もあれば、5,000円じゃなくてももうちょっと1回限りでいいでしたら、もう返納するんやったら5万円ぐらいとか、そのぐらいの気持ちでやらんと、5,000円じゃあもう免許証はやっぱ返納したくないという気持ちになるから、やはりそこのところを予算を組んであるんですけど、やはりそこところをもうちょっと寛大にというか、免許証をとにかく返納してもらうきっかけになればというんだったら、もうちょっと金額を多くしてもらいたいんですけど、先ほど言われたようにタクシーチケットもなんですけど、バスとかコミュニティバスとか、そういうようなのも一段と充実すると。そうするとまたよか、免許証はもう返納してもいいなっていう気持ちになると思いますから、関係機関とまた十分協議をして、もうちょっと充実した免許返納のきっかけになるような施策をしていただきたいと思いますので、検討してください。

○危機管理監（新屋義文）今回、きっかけとしての5,000円のタクシーチケットでございます。ほかにも交通関係もございしますが、ほかの利用の例えば温泉に行くときに何かできないとか、そういう形の、いわばメリットですね、お返しただいて、交通安全に寄与するっていう形で免許を返納していただく中であって、ほかのメリットが今後、ふえていくような形の取り組みをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（徳永武次）防災デジタル無線はほぼ大体終わって来たと思うんですけど、ここに保守点検業務委託ちゅうのが1,500万ばっかしある、これはもう毎年あるって考えとったほうがいいんですかね。

○防災安全課長（角島 栄）毎年この委託、発生します。

○委員（徳永武次）去年の台風とかで傷んだところもあると思うんですけど、今、屋外子局は、どのくらい市内にあるんですか。

○防災安全課長（角島 栄）屋外拡声子局は147カ所あります。中継局が247カ所でした、申しわけありません、247カ所です。中継局が8中継局。それに親局と副操作卓が上甕島にあって、予備操作卓が消防局ということで、屋外にある屋外拡声子局は247カ所です。

○委員（徳永武次）ちゅうことは、屋外用がま

だまだ今からふえる可能性もあるわけですね、災害とかいろんなものを含めればですよ。保守点検を、修理とかいろんなものが。

○防災安全課長（角島 栄）防災行政無線を整備するときに、無線、それから電波の調査もしてございますので、その調査に基づきまして今、設置してございますので、今後ふえるって急激にふえるっていうことはないと考えております。

以上でございます。

○委員（徳永武次）ちなみに保険加入とかされてるんですか。

○防災安全課長（角島 栄）加入はしているところですよ。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）自衛官募集事務費のことです。もういつものことですので、今回はどうなってるのか。去年から要請内容が、去年から変わってるみたいなんですけど、ことはどういうふうになってますか。

○防災安全課長（角島 栄）今年度につきましても例年と同様な対応をしているところでございます。

○委員（井上勝博）去年から要請内容が、中学卒業生じゃなくて確か高卒あたりから毎年っていうか年齢を、何歳っていうんじゃないかって、毎年この、年齢の方を養成されてたんですよね。それで、ことはどういう要請になっているのか。去年と変わったのかどうかと。

そして、こちらの対応としてはどうするのかということですよ。

○防災安全課長（角島 栄）今年度につきましては、高校卒業時と大学卒業時の2カ年分を提供するというで進めております。

○委員（井上勝博）要請書そのものについては、ちょっと資料としていただくこと、できませんか。要請書そのものについては。

○防災安全課長（角島 栄）今、手元にはないんですけど、その2年分で要請も今、いただいているというのを確認したところでございます。

○委員（井上勝博）要請書として文書が来てるはずなんで、文書を提供していただけないかということなんですけど。

○委員長（持原秀行）中身をきちんと提起すれば済むことじゃないですか。

○委員（井上勝博）去年から内容が変わってた

んですよ。それで、きちんとそれがどうなってるかということを確認したいんですよ。

○委員長（持原秀行）だから、その確認はここできちんと回答が出れば、それでよろしいんじゃないですか。

○委員（井上勝博）そうじゃなくて、そうじゃなくて、要するに、要請がされているということと、こちらがどう対応するかということと、去年はちょっとごちゃごちゃしたもんですから、きちんとそれを確認したいということで、資料をお願いしたいということなんです。

○委員長（持原秀行）この件については、きちんと当局として出せられる資料ですか。それ、お答えください。

○防災安全課長（角島 栄）それにつきましては、確認してから回答させていただきます。

○委員（井上勝博）こういう自衛官募集事務費の中に費用として、この今言った適齢者名簿の提出についてのこの費用が入ってるわけなんですか。

○防災安全課長（角島 栄）この自衛官募集につきましても費用については入っておりません。

以上です。

○委員（井上勝博）ただやっぱり要請されて、そして、それを事務的に行政手続きもされて、そしてリストにして、それを渡して、また回収するというので、これ、費用がかかっていると思うんですけども、それはこの自衛官募集にかかる経費の中から出してるんじゃないかって、別の財源でこう、やってるちゅうことなんですか。

○防災安全課長（角島 栄）名簿につきましては、市のほうに要請がありまして、その名簿をお出しして、それで、また返ってくるということで、費用っていうのはかかってはいないところでございます。

○危機管理監（新屋義文）広報事務ですので、昨年度、平成27年度については5回、広報紙に自衛官募集の広報を出しております。そういう意味で広報紙の経費として広報紙での歳入の充当をやっているということで御理解をいただきたいと思っております。

通常の、その法律的、法的な要請があつて事務を行ってるとということで、この名簿の提出については御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（佃 昌樹）二つほど。

先ほど今塩屋委員のほうからありました空き家等対策協議会委員、これ、聞いとったら、防犯を主に考えていけば、何かやっぱり警察が入ってもいいんじゃないかなと思うのがあるんですね。ちょっとそれが聞こえなかったもんだから、一番危ないのは、やっぱり中学生・小学生が、小学生は別にして、中学生あたりはもう、たむろするところを見つけてるんですね。そういった情報をいち早く警察等が把握をしながら巡回ができるような体制じゃないと、防犯にはならないよなという印象です。警察は入ってますかね。それが一つ。

もう一つは、総合防災センターの予算が出てますし、委員会資料の中にも、この中にもスケジュールということで出てるんですが、もう予算化はされているわけで、スケジュールについて大まか説明をしていただきたいなと思います。わかってる分があったらですね。

○防災安全課長（角島 栄）1点目の、空き家対策費についての警察の関係につきましては、現在、パブリックコメント中でございます空き家等対策計画の中にも関係機関との連携とのことで、警察につきましては危険回避とかそういうのも含めながら、計画書のほうに取り組んでいるところでございます。

それと、2点目の防災センターのスケジュールにつきましては、現在、基本設計を4月末を期限として進めております。済いません、代理のほうから詳しいことを説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○課長代理（寺田和一）スケジュールでございますが、ただいま課長が申し上げましたとおり、4月末までで設計を終了し、その後、工事に入るための入札、そして額が大きいものですから9月の議会に向けて落札業者が仮契約をしまして、議会の承認をへまして、10月から工事に入りたいと考えております。完成は平成29年度中を目指しております。

以上でございます。

○防災安全課長（角島 栄）先ほどの空き家対策のことについてですが、薩摩川内市の空き家対策推進に関する条例の中で、協力要請ということで、警察その他の関係機関に協力を求めるものとするということで、条例の中にうたってございますので、その中で警察とも連携を取りながら対応

をしていくということでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）この調書の冒頭に、防犯思想の普及を図り、なんてこう、書いてあるもんだから、やっぱり防犯が主かなという印象を受けたんですね。

空き家対策そのものについて、行政としてどういった指導をしていくか。危険防止のために行政指導をどういうふうに円滑にやっていくかっていうことが中心だよと。

だったら、表現が別にあってもいいんじゃないかと思うんだけど、防犯もそこに入ってるから、協議会の中に、やっぱり情報交換が即できる、民生委員から警察にっていうのはあると思うし、または自治会当たり、コミュニティー当たりから、ここは警らをしてもらいたい所だとか、そういった情報はあるにしても、協議会の中に入っていれば、必然的に情報は入手できるわけで、そうになると、何か起こった場合に、警察も入ってんだよ。あんた方の所管のと部分ですよっていうことで、ちゃんとやれるんですよ。

連絡をすることになると。提携をすることになると言うけど、うまいこと連絡がないと、逃げられちゃうよね、何かあったときでも。だから、協議会の中にやっぱりぶっ込んだかんといかんのじゃないかなという思いがあるんだけど、どうですか。

○危機管理監（新屋義文）まず、予算的な区分って言いますか、の中で、今、防犯対策費の中に入っております。防災安全課に今ある事項の中に、どこに入れるかっていう部分をしたときに、防犯のところに入ったというのが一つの状況であります。

今回、協議会を設置しまして、委員にまずしていただきたいというのが推進計画の作成という部分でありまして。空き家の状況とか、空き家の対策について、具体的に、知見のある方に委員になっていただいているということで。まずはその計画の作成のための委員選定であったということを御理解いただいて、その中で、今の計画の中では空き家等の見回りという部分も入れながら、地区コミ、自治会、消防団と連携、防犯パトロール等で空き家等についての状況を把握し、地域の防火・防犯に努めるという部分を計画の中に今、入れ込もうとしております。

その中で、先ほど課長からありましたとおり、条例の中にも警察の連携というのがありますので、今後の進め方については計画の運用の中でまた考え、検討をしていくということで御理解をいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、今の協議会の委員と言うのは、目的として、今のところは推進計画の策定のための委員選定ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員（帯田裕達） ちょっと、このおおつな心の交通安全プロジェクト、これ、非常にいい、すばらしい、語呂合わせもいいし、これは防災安全課で考えられたんですか。

○防災安全課長（角島 栄） これは、交通安全の連合会の中で話し合いで出て。これは薩摩警察署の交通安全交通課長のほうが提案されたものでございます。

○委員（帯田裕達） わかりました。それと、提案されたと。

ここに鹿児島国体が開催される平成32年までに交通事故死亡者ゼロを目指すということは、それまでに年間ゼロをずっと目指すっちゃうことでいいですか、年度、年度で。

○防災安全課長（角島 栄） までにですので、年間ゼロを目指すんですが、32年度にはゼロになるようにということで計画してあります。

○委員（帯田裕達） 特別、件数は減ってますよね、平成26から平成27年にすると。死亡事故、死者が3人ふえたということで、そういうこともあってこういうのを提案されたっていうことでよろしいんですか。

○防災安全課長（角島 栄） そのとおりでございます。

○委員（帯田裕達） もう1点だけよろしいでしょうか。時間が来てるんですが、薩摩川内市暴力団排除連絡協議会の全会員数は何会員であったかというのと、もう1点だけ、金融機関、入ってましたかね。その2点だけ教えてください。

○防災安全課長（角島 栄） この協議会の委員数じゃなくて、会員、全員ですね。

○委員（帯田裕達） 後でいいです、じゃあ。

○防災安全課長（角島 栄） 会員数は2,577社です。それで金融機関、入っていないということです。

○委員（帯田裕達） わかりました。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄） それでは、総務文教委員会資料の7ページをお開きください。

所管事務について説明いたします。

1の交通事故・犯罪の発生状況でございますが、交通事故発生件数につきましては、平成27年につきましては、人身事故の発生件数が437件で、マイナス8件でございました。

また、傷者につきましても532人、また死者につきましては3名多い6名で、うち5名が高齢者でございました。

物損事故につきましても前年より少なくなっているものでございます。

また、同規模の霧島市・鹿屋市の件数と比べましても、かなり少なくなっているところでございます。

次に、刑法犯罪等の発生状況でございますが、平成27年度は前年度より90件少ない308件でございました。他市の霧島市・鹿屋市との件数も掲載してございますが、西に比べても少なくなっているものでございます。

次に、2の青パト登録台数についてでございますが、本年3月1日現在、26団体211台でございます。なお、地区コミ等の登録は22団体でございます。パトロール回数につきましては、記載のとおり地区コミその他団体合計で9,185回でございます。

次に、おおつな心の交通安全プロジェクトについてでございますが、これにつきましては、先ほども言いました平成32年までに交通事故死亡者ゼロを目指すということでございます。

キャッチフレーズ事業につきましては、危機管理監のほうから説明があったとおりでございます。

次に、4の防犯カメラ設置事業についてござ

いますが、平成26年度に大小路地区国道3号線沿いに9台、設置済みでございます。

なお、平成27年度は警察からの要望のあった場所に5台を設置し、また平成28年度につきましては、市内の主要交差点等に12台設置予定でございます。

次に、5の空き家対策事業等についてでございますが、平成27年度に策定する空き家対策等計画に基づきまして、特定空き家等に対する適正管理及び有効活用を図ることにしております。

事業内容につきましては、空き家対策のチラシを作成し、市民に配付し、所有者への空き家の適正管理等について周知を行うこととしております。

また、空き家調査等実施しながら、特定空き家等に対する助言、指導等も行っております。

次に、6のシェイクアウト訓練についてでございますが、あす3月11日に地震や津波による災害に備えて防災意識の高揚を図るとともに、自分の身を守ることができるように、市内全域で実施いたします。参加状況につきましては、資料では3月3日現在となっておりますが、3月10日現在、本日現在で82団体1万1,346人でございます。

なお、公立の幼稚園・小学校・中学校につきましては、全て参加となっているものでございます。

次に、7の自主防災組織についてでございますが、平成27年度の本年、3月1日現在の結成率が93.1%でございます。一般防災についての出前講座2回、訓練回数が38回でございます。防災の出前講座につきましては、市の防災安全課に要請があった分で、訓練回数につきましては、市消防局のほうで行っている訓練等でございます。

次に、8の屋内体育施設確保事業につきましては、事業概要としましては、平成24年度から実施している県の100%補助事業を活用しながら、原子力災害における一時的な退避施設の確保を図るということでしております。

9ページをごらんください。整備状況等でございますが、平成26年度補正予算で、水引地区コミュニティセンターと平島集会所及び医療機関2カ所を整備中であり、3月、今月、完成予定でございます。

また、現在、市有施設4施設、医療機関1施設が整備済みであり、また平成27年度の補正予算分として、平成28年度福祉施設2施設、整備予

定でございます。

次に、9の総合防災センターについてですが、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、情報の収集及び発信機器の常設の災害対策室を備えた施設を整備するもので、特に原子力災害に対応できるよう、放射線防護機能を持ち、避難所も備えた施設とします。

施設内容及び整備スケジュールにつきましては、記載のとおり6階建てで平成28年度から平成29年度にかけて整備予定でございます。

以上で、所管事務調査の説明を終わります。

○委員長（持原秀行）ただいま、当局の説明がありましたが、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）きょうのこの所管事務の中で説明があるのかなと思って、期待しておったんですけど。私が知らないのかもしれませんが、今の自治会館を一時避難所にということが募集ちゅうか要望に応えるような、やってらっしゃいますよね。これはいつからなんですかね。

○防災安全課長（角島 栄）自治会避難所につきましては、平成24年度から市として指定してございました。それで、そのときは地域を決めてやっていたんですが、今年度につきましては全自治会に文書を出しまして、その中から自治会避難所にしたいということで、自治会回答いただいたところにつきまして、災害区域に入っていないとか、そういうのを加味しながら指定したところでございます。

今回、今年度調査をした施設が87、今年度に指定させていただいたところです。この自治会避難所につきましては、自治会も独自で運営をするというものでございますので、詰所要員に職員がそこに詰めるということではなく、自治会で運営するというものでございます。

災害発生時につきましては、詰所要員が巡回をして、その状況とかを確認しながらやっていくというものでございます。

以上でございます。

○委員（徳永武次）当然、防災安全課で建物の構造であるとか、それから斜面がないとか、いろんな2次発生をしないようにいろいろ当然、審査されると思うんですけど。今、きのう、僕たちたまたま聞いたんですけど、その外回りだけ見て、何かまだ回答を出してる、返事出してるというよ

うなことをちょっと聞いたんですけど。例えば外側、すごく中身的によく取って、築 70 年、80 年っちゃう自治会館もあると思うんですよ。だから、そういうところまでしっかりと見て、やっぱり審査されて、あれを出さないと、実を言うと、うちの自治会も移転をして木材なんか 80 年前のを使ってるんです。外側がびしっとしてるわけですよ。今回、見てくれというようなことをお願いをしたんですけれども。そこらあたりの審査されるときにやっぱ見られたほうがいいんじゃないかなと思ったもんですから。

○防災安全課長（角島 栄）確認をする場合、建築年とかその構造とか、そういうのを確認しながらやっているところです。

○委員（井上勝博）一つ、空き家対策について、先ほど聞き忘れたのがあるんですが。空き家が、例えば大きなビルディングで、それで倒産して、銀行が差し押さえているという場合に、こういったところに対策っていうのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）空き家につきましては、法律に基づきまして事務は進めてまいりますので、そういう建物につきましてもそういう所有者等を確認しながら、対応を取っていくというところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）所有者というと、その差し押さえている銀行なるんですかね。

○防災安全課長（角島 栄）所有者につきましては、登記簿とか、それに載ってる方に対して市としては一応文書とか、そういう指導をしていくということでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）わかりました。

それから、これは南日本新聞で報道されたと思うんですけども、低空飛行する飛行機が使用機種について薩摩川内市が 2 番目に多いと。

県内全国的に見ても鹿児島県は非常に多いということで報道されているんですが、この薩摩川内市で目撃情報っていうのがそちら、防災安全課のほうに入ってくると思うんですよ。その目撃情報が入って、そして調べて、どこの飛行機なのかとか、どういう機種なのかとか、そういうものがわかった件数っていうのはあるのでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）平成 27 年度に

3 件ございます。その中でどこの飛行機って報告を受けた中では、2 件ほどはわかっていますが、その 1 件については該当機がないという回答をいただいています。

以上です。

○委員（井上勝博）機種まではわからないんですか。

○防災安全課長（角島 栄）いや、機種までの報告は受けておりません。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達）これ、もちろん県の管轄なんですけど、もう今度、交番になりますよね、派出所が、駐在所が全部なくなって。確か四、五年まえぐらいに川内警察署が各コミュニティに来られて、こういう制度になりますということは聞いたんだけど、それから 5 年たって新しくこういう制度になりましたっていうのは県からのそういうお知らせとか、何かないものなんですか。全然どの勤務体制でやるのかとか、例えば、どのようなことでいらっしゃるのか。全然もう情報が入って来ないもんですから、市のほうでは、防災安全課ではないんですかね。

○危機管理監（新屋義文）副委員長がおっしゃるとおり、5 年前ぐらいから駐在所を統合して 24 時間体制の交番にしていこうということで動きがありまして、今現在、入来のほうにつくりつつあります。

おっしゃるとおり、その後のフォローというか、まだ、こうなりますっていう体制のものについても防災安全課のほうでも受けておりませんので、その辺、また確認をしながら、また地区コミのほうにも回っていただくような、そういう要請もしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）済みません。さっき聞き忘れました。

この 2 件の国籍はわかったのでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）報告では米軍機となっております。それ以外、ないです。

○委員長（持原秀行）では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）1 件。シェイクアウト訓練について、ちょっとソフト事業的なことを今後、



取り組まれないかの今、検討されてるかどうかのことをちょっと確認をさせていただきます。

ビジュアルスクリーン、通称、そう呼ばれてるんですけど、仮想映像をつくるっていう技術なんです。これ、どういったことかと言いますと、例えば本市のハザードマップで主だったところで、その映像を映して、その映像に例えば4メートル浸水するっていうことであれば、4メートル水が来てるという合成映像をつくる技術なんです。これは専用ソフトが売ってまして、パソコン機器と合わせて多分30万もあればできると思うんです。

これによって首都圏は相当な今、防災意識を高めてる。特にお子様たちですね。子供たちやらその高齢者に対しては非常に効果を出してる。もう目で見てわかるもんですから。そういうことを今後、このシェイクアウト訓練なんかに導入される計画はないか、お尋ねします。

**○防災安全課長（角島 栄）** 私もそういう知識はあまりなかったもんですから、今、委員のほうからいい御意見をいただきましたので、ちょっと確認しながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩します。再開は概ね13時20分にします。

~~~~~

午後0時15分休憩

~~~~~

午後1時16分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（持原秀行） 次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（新屋義文） それでは、黄色の冊子の平成28年度当初予算概要の30ページをお開きください。一番下でございます。

原子力安全対策室の平成28年度の事業概要でございますが、広報調査事業としまして、これまでと同様、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する各関係機関との連絡調整等を行うこととしておりまして、具体的には、一つ目の丸、原子力発電に関する知識の普及として、市民対象の原子力発電所等の見学会や職員対象の原子力関連講座の実施、原子力防災に関する研修、広報紙の発行等を行い、また、二つ目の丸でございますけれども、原子力発電施設の安全対策に関する連絡調整としましては、県及び市の原子力安全対策連絡協議会への参加及び開催のほか、国県及び関係機関との連絡調整を行うこととしております。

以上が予算に関する事業概要でございます。

具体的な予算の内容につきましては、室長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） それでは、議案第70号に关します原子力安全対策室分について御説明いたしますので、まずは歳出について御説明いたしますので、予算調書の93ページをお開きください。

2款1項16目の事項、広報調査事業費1,568万6,000円であります。事項内容としましては、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する業務であり、主な経費といたしましては、右側に記載のとおり、市原子力安全対策連絡協議会会費謝金、原子力広報紙等の作成及び送達業務委託と全国原子力発電所所在立地市町村協議会等への負担金を計上しており、記載以外のものとしましては、調査研修等に係る旅費、また、放射線の基礎を含む原子力防災研修用のDVD作製委託料などを計上しております。

以上が28年度に係る広報事業でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の12ページをお開きください。

16款2項1目の総務費補助金のうち、広報・調査等交付金1,763万7,000円であります。

これは、先ほど説明しました歳出、広報調査事業に係る県交付金で、補助率は10分の10になりますが、右側の充当先事業に掲載のとおり、財産活用推進課の庁舎管理費に、本庁2台及び各支所に1台ずつ設置している環境放射線監視テレメーターシステム表示モニター10台分の電気料として16万8,000円を、また防災安全課災害予防応急対策費に原子力災害等訪問事業嘱託員2名分の報酬額に316万5,000円を充当しております。

なお、これまで同交付金は、本市に対して2,075万円を基準として交付いただいておりますが、国の行政改革レビューにおいて、執行率が低いとの指摘があり、全国立地道県とも約2割程度の減額を受けており、鹿児島県も約17%の減額内示を受けたということで、本市分に関しましては県との調整を行った結果、2,975万円の15%減という形で1,763万7,000円を計上しております。

以上で、原子力安全対策室分に係る概要説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） DVDのことが話されたので、ちょっと詳しく、これはことし初めてそういうDVDをつくって、それを普及すると。どういう内容で作製中なのか、それを普及することとは、どこに普及されるのかということと。

それから、もう一つは、よく市民から聞かれるんですが、私もきちっと答えられてないので、原子力発電所にバスを使って原子力発電所を視察をして、一般の自治会とか視察をして、いろんなところに出かけたりする場合に、そのバスの補助金が出ていたりとか、食事代が出ていたりとか、そういうのはあるんですか。それは九電が独自にやっていることで、市とは関係ないことなんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） まず、DVD作製についてでございますが、昨年12月、防災訓練の前に防災安全課のほうが各地区で事前の説明会、講習会を行ってきましたが、その際に、市販のDVDを使った講習会を実施してきました。その市販のDVDの中で、若干薩摩川内市用の避難計画等を入れ込んだり、いろんな形で修正する

形でDVDを200枚ほど作製し、幼稚園、保育園、小、中、高、大学という関係機関に約110枚程度、残りまた地区コミュニティ等が48ございます。その他出前講座や貸し出し用として、本庁、各支所に保管するという形で、これにつきましては、トータル200枚作製すること、防災安全課のほうに執行委託をして執行する形を予定しております。

もう一点、バス視察事業の件についてですが、原則、バス事業で発電所を見たい場合には、発電所だけを見たい場合は九州電力のほうでバスを準備していただくことにしております。発電所とその他の機関、エネルギー施設等を見たい場合は、本市のほうでバスを借り上げて視察をするという形ですみ分けをしているような状況でございます。

その視察事業の中で、お昼御飯の負担というのは、その参加者本人たちに各人にしていただく形で、公費で支出している昼食代というのは、親子見学会というのを年に1回、夏休み中に行います。そのときには、午前、午後、午前中は例えば発電所を見ていただいて、昼からは工作教室とか、いろんな形の催しをしておりますので、午前、午後最初からまたがるということで計画した市の事業としての分について、昼食代を支出しております。

以上です。

○委員（井上勝博） DVDはいつぐらいに作製して配布が始まるのかと。私も見たいと思うので、どのぐらいなのかということと。

それから、バスについては、1台のバスを動かすのにどのぐらいのお金がかかって、どこで支出をするということになっているのかも教えてください。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） DVDの作製時期については、後ほど防災安全課長のほうからお答えいただきますので、バス借り上げの件について御回答したいと思います。バスにつきましては、距離と拘束時間によってバス代がちょっと変わりますので、平均的に言いますと、5万円から6万円ぐらい、1日借りた場合、そのぐらいの金額がかかっていると思います。

歳出費目としましては、使用料及び賃借料のほうから出す形で出しております。

以上です。

○防災安全課長（角島 栄） 先ほど御質問あり

ましたDVDの内容につきましては、放射線等の基礎知識並びに放射線防護に対する啓発等についての内容でございます。

作製につきましては、最低3カ月程度はかかるということを聞いてるところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）ごめんなさい。最低3カ月ということは、最低6月とか、そういう時期にできるということなんですか。

○防災安全課長（角島 栄）最低3カ月ですので、4月に入って調整しながらすると、そういう3カ月です。早くて6月ということになります。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）原子力安全対策連絡協議会、39人ぐらいいらっしゃるみたいですが、この方々は、恐らく充て職の方が多いと思うんだけど、どんな職種の方々なのか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）原子力連絡協議会の委員の方は、トータルで47名になります。そのうち謝金対象の方が39名という形になりますが、約半数は地区コミュニティ協議会の会長さん、代表の方になります。残りは海上保安部とか警察、そういった公的機関の方々、また、漁協や内水面漁協、あと鹿児島県酪農業協同組合とか、そういった代表の方もいらっしゃれば、保育連合会とか女性団体連絡協議会関係の方というような団体の代表をお願いしているところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）中身が安全対策連絡協議会、安全対策になっている。防災安全課の範疇になるのかもしれないけれども、安全対策ということになると、原子力の専門家が入ってもおかしくないと思うんだけど、そんな考えはないんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）現在、この協議会のほうで定期的に報告しているものとしては、周辺環境放射線調査の結果、それから運転状況、それから川内原子力規制事務所のほうが年4回定期的に保安検査をやっていますので、その保安検査の概要、それから報告事項としましては、それぞれの時期に応じた安全対策をどのようになっているかということで、九州電力のほうの説明をしているような状況でございます。

そういったものを説明していく中で、住民の方の代表のほうから、いろんな御質疑があれば、その中には事業者本人もいますし、川内原子力規制事務所のほうも入っておりますので、そういった観点で回答はいただいているところです。

以上です。

○委員（佃 昌樹）わからんことはないんだけど、わかるんだけど、報告という部分がたくさん出てくるんです。研究協議会ということはやられないんですか。例えば、恐らく原子力の問題といったら大変だと思うんです、勉強しないと。例えば、きょうは高浜の運転差し止めの仮処分が出たけれども、やっぱりあれ理解するとしても、専門的なことを知ってないと、ある程度、理解できないんです。だから、安全対策という以上であれば、安全対策に匹敵する、またはそういう議論が可能な、やっぱり協議会でないとおかしいなという気がする。ただ、九州電力が報告をしたり、放射線の状況がどうだという県のデータを公表したり、または報告したり、それを聞いて、ああ、それで終わりかと、じゃ、安全対策にはならないんじゃないかなと。根本的なやっぱり見直しが必要ではないかなというふうに思います。

私が行った篠山市は、今回、琵琶湖の問題もありますけれども、高浜から直線で50キロ離れたところなんです。専門委員会というのがあって、そしてヨウ素剤配布ということをしやるということに決まったわけです。その中には、市民公募で出た人が委員長で、市民公募の代表の方々、専門家の方々、それからジャーナリスト、そういった方々をたくさん入れて、篠山市の防災の原子

力にかかわる委員会を構成して、どういうふうに市民の安全を担保していくかということで、やっぱり事前配布の形をとった安定ヨウ素剤配布が現時点では一番効果的だというような判断を下してやっているわけなんです。

あそこは原子力対策室とか、原子力何とかという、そういった部署はないんです。ここはあるんです。だから、本当に安全対策を協議するんだったら、報告やそれで済むような問題じゃなくて、研修を含めて、研究を含めた、そういった総合的な市民の安全を確保できるような、やっぱり協議会をつくるべきだと思います。

したがって、そこのところは私、提案ということでしておきますけど、やっぱりそういったものを通しながら、市民が、いろいろクレームがあったりすると思うんだけど、そういったものを吸収してもらって、吸い取ってもらって協議をしてもらう。そういったふうに、やっぱりやるべきだなというふうに思います。これはもう組織の改編もかわりがありますので、対策監のほうにそんな考えはないのか、どうなのかお聞きしたいと思います。

○危機管理監（新屋義文） ただいまの件については、12月議会でも委員のほうから御質問があったところでありまして、篠山市については、委員からもありましたとおり、全然50キロ離れて、原子力に関するそういう専門的なところがないという部分もありながらの専門家の組織だということで認識をいたしております。市長のほうから、調べてみたいということで、若干調べをいたしました。これまで、薩摩川内市の場合は、立地のときから、この原子力安全対策連絡協議会を組織して、例えば、そういう報告でございますけども、その報告に対して、委員の方から、また地元の地区コミの委員の方が中心に質問、協議がなされております。東日本震災以後については、防災について協議も報告しながら、そしてそれに対する協議も今していただいているところであります。

ですので、ある程度、今までの薩摩川内市としては蓄積的なところがございますので、いろんな問題も提議しながら、その中で協議をしていただいているのが実情であります。

今、組織の改編、もしくは調査研究というものもおっしゃいましたけれども、先日は、六ヶ所村のほうにも委員の方に行っていただいて、今回はそ

ういう最終処分的な処理的なところも施設も見ていただいているところでありますので、その時々、の事案に沿った形の協議というものができそうな形で、今後もこの組織の中で検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 発展的に、やっぱりこの問題がきちっと議論をされていかなきゃならないとは思うんです。だから、私のほうの提案としては、ぜひやっぱり専門家を入れた、そういった協議会でないと意味をなさないんじゃないか。特に、立地市であって、原子力対策課があって、防災課もあって、こういうふうには課はあるんだけど、あなた方が専門家になってしまっている。もちろん専門家でなくちゃ困るんだけど、あなた方が専門家で、あなた方が説明して、そして理解をしてもらうといったような、こういったことが繰り返行われているわけですから。だから、そうじゃなくて、やっぱり市民の中に公募するなり、代表を入れるなり、または、ジャーナリストなり、原子力の専門家なり、そういった方々も巻き込んだ一つの協議会というのをつくればいいんじゃないかなというふうには思います。

まず、再稼働一番手の薩摩川内市ですから、それぐらいのやっぱり気概がないといけないと思う。ぜひそうなってもらうようにということで、強く要望をしておきます。

以上です。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第22号 薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行） それでは、議案第22号

薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 議案第22号薩摩川内市立小学校・中学校条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由につきましては、ここに書いてあります平成31年4月に東郷地域に小中一貫校が新設されることに向けまして、集団生活を通じた望ましい教育環境の早期実現及び開校準備の円滑な推進を図るために、平成29年4月に東郷小学校、南瀬小学校、山田小学校、鳥丸小学校及び藤川小学校を統合しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、22-2ページをお開きいただきたいと思います。条例の別表の1、小学校の表から南瀬小学校、山田小学校、鳥丸小学校及び藤川小学校の項を削るものでございます。

施行日につきましては、平成29年4月1日からになります。

現在までの主な経過につきましては、別紙で議会資料という形でお出し申し上げている1枚紙の資料がございます。この1ページをごらんいただければと思います。資料にありますとおり、教育委員会におきまして、平成22年12月に薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する基本方針決定後に、地区コミ会長や各学校長、それからPTA会長等が参加する東郷地域学校再編協議会を平成27年3月までに10回開催し、協議を重ねまして、最終的には東郷地域の地区コミュニティ協議会連絡会会長名で東郷地域の小学校を平成29年4月に再編することについての同意を得まして、平成27年4月に定例教育委員会において再編の承認をいたしたところでございます。

今後の予定といたしましては、ことしの12月までには、県教委宛てに4校の廃校届を提出する予定でございます。

なお、この条例が施行されますと、現在、小学校は34校ございますが、来年4月からは小学校が30校になる予定でございます。

また、東郷地域の小学校の児童の今後の推移につきましては、この議会資料の1ページの下段のほうにございますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 議案第22号について反対いたします。

小中一貫校の前に、小学校を再編するというものなんですけれども、私は、一つ一つの学校について、それを閉校するかどうかということについて、よくやっぱり地域の人、学校の先生、子どもたちも含めてよく議論すると。その上で、閉校やむなしということであるならば、これやむを得ないというふうな考え方だったんです。しかし、こういうふうにな小中一貫校をつくるということで、それぞれの学校、一つの地域の学校を全て閉校するという、こういうことについては、やはり私は問題が残るというふうに思います。

研究者によると、小中一貫校そのものについて、果たして本当に教育効果というのがあるのかということが疑問視されておりまして、今回の一貫校について、建設費用が大体35億ということで、本会議の中でも、これにはかなりお金がかかるから、クリーンセンターとか、いろんな問題でも、なかなか同時並行的にはできないんだみたいな、そういう市長の発言もあったように、やはり多額のお金がかかる割に、本当に望まれる、期待される、子どもたちも含めて、保護者から期待される、そういう教育効果があるのかどうかということについては、やはり疑問が残るということで反対したいと思います。

○委員長（持原秀行） 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）賛成の討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これで討論を終わります。

採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、議案第61号について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の第8回補正の35ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましては、10款1項2目事務局費につきまして、253万2,000円を増額補正するもので、内容といたしましては、国家公務員の給与に関する法律の一部の改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて、事務局職員47名の人件費を補正要求するものでございます。

次に、36ページをお開きください。

2項1目小学校管理費の92万3,000円を増額補正は、事務局費と同じ理由によしまして、学校主事22名の人件費を補正要求するものでございます。

次に、37ページをお開きください。

3項1目中学校管理費の42万8,000円を増額補正につきましては、これもやはり同じ理由によりまして、学校主事10名の人件費を補正要求するものでございます。

次に、38ページをごらんいただければと思います。

3項1目幼稚園管理費の136万6,000円を増額補正につきましては、これも同じ理由によりまして、幼稚園教諭27名の人件費を補正要求するものでございます。

以上で、教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児）学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明をさせていただきます。

平成27年度第8回補正予算に関する説明書の40ページをごらんいただきたいと思います。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費36万円の増額は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴い本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて人件費を補正要求するものでございます。

以上で、学校教育課に係る平成27年度第8回の補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

議案第70号 平成28年度薩摩川内市一
般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）それでは、予算概要書の123ページをお開きください。

教育総務課、学校教育課の平成28年度当初予算の概要につきまして説明をいたします。

123ページ、真ん中になります。

奨学育英事業費につきましては、これは給付型の特別奨学金の事業でございます。現在、対象者数としては、当初予算で23名を予定をしております。新規枠10名は確保を別枠でいたしております。

別に貸し付け型の奨学金を持っておりますが、この貸し付け型の奨学金は、見直しの上、特別奨学金のほうの拡充を、今、予定をしております。

本年度中に制度設計の上、提案をしていきたいというふうに考えております。

一番下の離島高校生修学支援費は、甕島地域の高校生の保護者の経済的負担の軽減のために支援をしているものであります。修学支援費月額2万円で、対象者数を64人として設定をしてございます。

124ページ、東郷地域小中一貫校整備事業費でございますが、平成28年度は、小中一貫校整備にかかわります造成工事、この内容は、敷地内の造成工事と排水工事を予定しております。平成27年度に実施設計、これは一部繰り越しをしておりますが、屋体プールを含めた建築実施設計を実施をしておりまして、本年度中に、平成28年度に敷地内の造成、排水工事。そして平成29年度の当初予算で本体の建築工事に入りますが、このときに委員会からも意見をいただいております屋体プールを、ここについては、この平成29年度の当初予算の中で整理をしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど御意見がございましたが、この全体事業費は約38億円として基本計画の中で説明をいたしております。

なお、38億円の中から、いわゆる交付税措置等を除きました、私どもが考えております純一般財源は約10億を見込んでおります。

市長が答弁いたしました大型事業の関係については、ここ四、五年については、先ほどの委員の意見もあるのかもしれませんが、私ども小中一貫校整備は50年以上の使用を予定しておりまして、この長いスパンで見ますと、この小中一貫校につきましては、今年度の財政負担を考えたときに、財政的にも十分効果はあるというふうに考えております。

教育用パソコン整備事業、真ん中になりますが、ICTを活用した教育推進のため、それから小学校、中学校のパソコンの耐用年数の経過したもの282台について更新をしようとするものであります。

一番下になります。小学校校舎等外壁等改修事業につきまして、記載の小学校につきまして、校舎の外壁並びに限之城小学校の屋内運動場の屋根の改修事業を予定しております。

なお、財源の中に、その他で4,607万8,000円出ておりますが、これはエコパーク関

係の地区振興助成金を指しておりまして、歳入は企画政策課が所管しておりますが、永利小学校、隈之城小学校にかかわります改修事業について充当を予定をしてございます。

あけていただきまして、125ページになります。

小学校及び幼稚園の屋内運動場トイレ改修事業につきましては、災害発生時の避難所としての活用のためのトイレの改修事業の継続でございます。

真ん中、コンピューター教育指導事業につきまして、拡充となっておりますが、この内容は、二つ目の丸、タブレット支援業務委託を今回、拡充をいたしております。

一番下、教育研修費につきましては、中学校教科書の採択がえに伴います教師用の指導書、指導教材等の購入のほか、教職員研修等の補助、助成等を計上してございます。

126ページ、特別支援教育支援員の配置事業につきましては、これは昨年度補正でもお願いをしましたが、新たに平成27年度から追加しました幼稚園を含めました特別支援教育の支援員を配置をして、予算を計上しております。

真ん中、英語力向上プランにつきましては、中学生の英語技能検定試験検査料の公費負担や英語サマーキャンプのための費用を計上してございます。

一番下になります。学校運営協議会制度導入研究事業につきましては、現在、運用しています水引中学校に加えまして、下に導入としまして、東郷中学校、新たに新規の導入としまして、樋脇中学校、里中学校、上甕中学校を予定しております。

127ページ、漁村留学制度事業費でございますが、これにつきましては、鹿島のウミネコ留学生についての費用を計上してございます。

真ん中の薩摩川内元気塾事業につきましては、卒業生を含め、県内外で活躍している著名人などの講演会等の開催で、児童・生徒の夢や希望を膨らませるような郷土への誇りを持つ機会とするための元気塾事業を実施を計上してございます。

小中一貫教育推進事業につきましては、記載のような事業内容を計上しておりますが、記載してございませんが、8月23日に県と市の共催で、小中一貫教育フォーラムを開催することで関係経費を一部計上しております。これによりまして、

本市の取り組み、それからまた多くの教職員の皆さん方を本市にお招きすることができるというふうに考えております。

128ページ、学校保健体育運営管理費につきましては、幼児、児童、生徒、教職員の健康管理、小・中学校におきますフッ化物洗口、部活動におきます各種大会の参加補助等を計上してございます。

給食センター管理費につきましては、これは五つの学校給食センターの管理運営費等の費用を計上しておりますが、三つ目の丸、薩摩川内市学校給食会連合会運営補助金につきましては、これは現在、公費で1名嘱託員を採用しておりますが、これを五つの学校給食会の連合会を平成27年度に立ち上げましたので、こちらの運営補助のほうに振り替えまして、新たに1名を追加し、2名体制にしまして、給食の滞納の強化に当たらせたいというふうに考えております。

それから、記載をしてございませんが、別に給食センターの施設整備費で2,954万9,000円を計上しておりますが、ボイラー4台の取りかえを予定しております。これにつきましては、後ほど課長のほうから説明させますが、1台が現在ふぐあいのために、3台で対応しておりますので、これの早期の取りかえを実施したいというふうに考えております。

以上、教育総務課、学校教育課の予算概要の説明を終わります。

○委員長（持原秀行）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、教育総務課分の当初予算について御説明を申し上げます。

予算調書の220ページをお開きいただければと思います。

事項、教育委員会費の288万9,000円の主な内容につきましては、教育委員会及び教育委員4名にかかわる経費で、教育委員の報酬、費用弁償等でございます。

なお、ことしの11月20日以降につきましては、地方教育行政組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、新教育委員会制度によりまして、教育委員の互選による教育長、教育委員長職ではなく、議会の同意を得て、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されるという形になる予定でございます。

次に、事項、事務局管理費は、事務局職員の人件費及び事務局の管理運営にかかわる経費でございまして、4億6,676万6,000円で、主なものにつきましては、学校司書補業務嘱託員23名、教育部における休職等の代替嘱託員2名、職員45名の人件費、それから小・中学校、幼稚園のごみ収集業務委託等の経費や、川薩地区教育振興連絡協議会負担金や技能労務職員の草刈り講習会等の参加負担金等でございます。

続きまして、次に221ページをお開きいただきたいと思います。

事項、奨学育英事業費の276万6,000円につきましては、経済的理由により高校への修学が困難であるものに対しまして、月額1万円の給付型の特別奨学資金、23名に支給する経費等が主なものでございます。

次に、事項、教育育成費の1,536万円は、甕島地域から高校に修学する生徒の保護者に経済的な支援をするために、本土等の民間アパート家賃や寮費、それから帰省費等の一部を月額2万円を上限に保護者へ支給する経費でございます。

次に、222ページをお開きください。

事項、小中一貫校整備事業費の1億4,687万2,000円は、東郷地域に小中一貫校の整備に伴いまして、敷地内造成及び排水施設整備の造成第3期工事に要する経費を計上したものでございます。

次に、事項、教職員住宅管理費の3,711万8,000円につきましては、教職員住宅185戸の管理及び維持補修に係る経費で、主なものにつきましては、教職員住宅の管理業務委託と、それと老朽化した五つの教職員住宅の解体に要する経費でございます。

次に、223ページをお開きください。

事項、小学校管理費の4億112万円は、小学校34校の管理運営及び維持補修に係る経費で、学校用務嘱託員13名、学校主事19名の人件費、それから各小学校の光熱水費、施設修繕、それと浄化槽管理業務委託等のほか、平成20年度に整備しました、もう耐用年数が経過しましたAEDの入れかえ購入を行う予定でございます。そのほか、施設補修工事、テレビの共同受信施設維持負担金等でございます。

次に、事項、小学校教材備品整備費の1,954万1,000円は、小学校34校の国語

科等教材としての新聞購読に係る経費及び教材備品に要する経費が主なものでございます。

次に、２２４ページをごらんいただければと思います。

事項、小学校理振法備品整備費の３９８万４、０００円につきましては、理科教育振興法に基づく理科備品及び算数備品を購入する経費でございます。

次に、事項、小学校近代教育設備費は、小学校のコンピューター整備に係る経費４、０８９万２、０００円が主なもので、学校図書システム保守業務委託料や、平成２０年度に購入いたしました先生方が使っています校務用のノートパソコン１２０台を新たに更新するための経費が主なものでございます。

２２５ページをお開きください。

事項、屋内運動場建設事業費の２、８００万円は、育英小学校屋内運動場新造改築工事を現在、繰り越し事業で行っておりますが、このほかに、この横に既存の屋内運動場がございますので、この屋内運動場を解体するための経費でございます。

事項、小学校諸施設整備事業費の２億１３８万７、０００円は、小学校の施設整備に要する経費で主なものは、先ほど部長から言いましたとおり、可愛小学校、川内小学校、隈之城小学校、永利小学校の校舎の外壁改修工事、それから隈之城小学校の屋内運動場のほうの屋根の改修工事のほか、高城小、亀山小、可愛小学校の緊急時の避難通路の整備工事に要する経費等が主なものでございます。

次に、２２６ページをお開きください。

事項、中学校管理費の２億１、９８９万５、０００円は、中学校１５校、これには休校中の鹿島中学校も入っておりますが、管理運営及び維持補修に係る経費で、学校用務嘱託員３名、学校主事１０名の人件費、それから各中学校の光熱水費、施設修繕、それから浄化槽管理等の委託のほか、先ほど申しましたとおり、小学校費でも説明しましたが、耐用年数の来たＡＥＤの入れ替え購入費に係る経費等が主なものでございます。

次に、事項、中学校教材備品整備費の１、１２４万円は、休校中の鹿島中を除く、中学校１４校の国語科教材として利用する新聞購読に係る経費及び各教科の教材備品の購入に係る経費が主なものであります。

次に、２２７ページをお開きください。

事項、中学校理振法備品整備費の２３４万８、０００円は、理科教育振興法に基づきます中学校の備品購入に要する経費でございます。

次に、事項、中学校近代教育設備費の４、２５２万円の主なものは、学校図書システム保守業務委託や中学校２校、川内南、祁答院中の教育用タブレットのパソコン購入の８２台及び教職員が使います校務用パソコン８０台の更新に係る経費が主なものとなっております。

次に、２２８ページをお開きください。

事項、中学校諸施設整備事業費の８２８万円は、中学校の施設整備に係る経費で、川内中央中学校の視聴覚室空調改修工事、それから川内南中学校の廊下等の結露対策工事等に係る工事費でございます。

次に事項、幼稚園管理費の２億５、２３０万９、０００円は、幼稚園１２園の管理運営及び維持補修に係る経費で、幼稚園教諭業務嘱託員１１名、それから養護教諭業務嘱託員２名、それと幼稚園教諭２５名の人件費、それから各幼稚園の光熱水費、施設修繕料、それからＡＥＤの購入取りかえの分、それと、鹿児島県公立幼稚園協会負担金等が主なものとなっております。

次に、２２９ページをお開きください。

事項、幼稚園諸施設整備事業費の２３０万円につきましては、かのこ幼稚園体育館の和式から洋式トイレへの改修工事及び祁答院幼稚園の給食コンテナ室の改修工事に要する経費でございます。

次に、事項、現年公共文教施設災害復旧事業費の４５０万円は、学校施設の災害復旧事業に係る経費で、国庫負担対象事業分でございます。

次に、２３０のページの事項、現年単独文教施設災害復旧事業の７２０万円につきましては、学校施設災害復旧事業に係る市単独事業分による経費となっております。

次に事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費の４５０万円でございますが、これは学校施設以外、例えば教職員住宅とか、そういう教育関係公共施設の災害復旧に係る経費となっております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、調書の６５ページをお開きいただきたいと思います。

主なもののみを御説明申し上げます。

１４款１項７目の教育使用料の８８万

8,000円は小・中学校及び幼稚園のそれぞれの敷地内にあります九電柱、NTT柱にかかります土地使用料が主なものでございます。

また、15款1項4目災害復旧費の負担金は、先ほども歳出で説明しましたが、国庫補助等にかかります公共文教施設災害復旧事業費の負担金として300万円を計上したところでございます。

2項8目教育費補助金の3,524万6,000円につきましては小・中学校の理科教育設備費補助金、それから算数・数学教育設備費補助金、それから学校外壁等を行う場合の学校施設環境改善交付金等の補助金の歳入と予定しているところでございます。

17款1項1目の財産貸付収入の3,361万円は、教職員住宅の借家料等の収入でございます。

それと、19款1項7目の特別奨学基金繰入金の276万円につきましては、特別奨学金として寄附した分を、特別奨学基金から一般会計へ繰り入れるものが主なものでございます。

次に、66ページをお開きください。

21款5項4目雑入の239万3,000円は、説明欄にありますとおり小・中学校の公衆電話取扱手数料、それから小・中学校、幼稚園の使用電話料、それから学校開放等によります、屋内運動場利用によります電気代等が主なものとなっております。

以上で、教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） 続きまして、学校教育課に係る平成28年度当初予算の歳出予算について御説明をいたします。

平成28年度薩摩川内市各会計予算調書の231ページをお開きください。

事項、教育指導費は、児童生徒の知能・学力検査及びタブレット支援など、授業改善を図るための教職員への教育指導等の実施に係る経費であり、事業費1,867万6,000円で、主なものは児童生徒知能・学力検査業務委託等でございます。補助金は、人権教育推進補助金12万円であります。

教育指導費の前年度の変更点は、川内小ほか、15の小・中学校に配置したタブレット型コンピューターの支援業務委託でございます。

事項、教育研修費は、中学校教科書の採択がえ

に伴う教師用指導書・指導教材等購入及び教職員の資質向上に係る経費でございます。事業費1,984万円で、主なものは教師用指導書等購入費でございます。補助金は、市立学校教職員研修補助金84万円であります。

続きまして、232ページをお開きください。

事項、教育育成費は、社会科見学、仲良し音楽会等による児童生徒の表現力や学習意欲の向上、わくわく薩摩川内土曜塾の実施及び特別支援教育支援員配置などに係る経費で、事業費5,478万7,000円で、主なものは、特別支援教育支援員謝金、英語技能検定試験検定料、社会科見学等バス借上料などでございます。補助金は、甌アイランドウォッチング事業補助金381万6,000円、英語力向上プラン事業補助金90万円、中学校生徒会連絡会運営補助金ほか2件の110万円でございます。

事項、教育派遣費は、外国語指導助手（ALT）による英語教育の充実、学力向上等に係る経費でございます。事業費3,291万1,000円で、主なものは、外国語指導助手7名の人件費、ALT研修及び帰国等旅費、自治体国際化協会負担金等でございます。

233ページをお開きください。

事項、教育人事管理費は、小・中学校教職員の人事異動事務に係る経費で、事業費10万5,000円で、主なものは人事異動事務に係る職員旅費でございます。

事項、教育研究費は、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の継続運用及び新規導入に関する事業、小・中学校における地区指定研究協力校の研究公開等に係る経費でございます。事業費127万2,000円で、主なものは、学校運営協議会委員に係る謝金、旅費等でございます。

教育研究費の前年度からの変更点は、従来の2校に加えて、先ほど、部長のほうからも説明がございましたが、樋脇中学校、里中学校、上甌中学校の3校がコミュニティスクールに取り組むものでございます。

なお、前回の総務文教委員会で、学校運営協議会でどのようなことが話し合われているのかという御質問がございました。

このことにつきまして、総務文教委員会資料で補足説明をさせていただきたいと思います。本日の総務文教委員会資料1ページのほうをごらんい

ただきたいと思います。

水引小・中学校の学校運営協議会の概要や、協議内容についてお示ししてありますのでごらんください。

本年度は、17名の委員が5回授業参観等も含めて行いながら、協議を行っております。

話し合われた内容につきましては、学校経営では中学校で取り組んでいる活動を、小・中学校で同じ取り組みをしたらどうかとか、運営につきましては、学校関係者評価委員会の機能を学校運営協議会に取り入れたらどうかとか、評価項目に対する意見等もございました。

また、行事等の取り組みに対する意見や地域の人材を生かした事業展開などで、地域等の連携に対する御意見等もいただいたところでございます。

成果としましては、地域とともに進める学校づくりが定着してきつつあることや、小学校と中学校の校長がよく連携して、学校運営に取り組んでいることなどが上げられます。

今後、統廃合した旧校区での活動の機会や、地域をさらに巻き込んでいく運営を研究していく必要がある、というふうに考えているところでございます。

大変申しわけございません。また、各会計予算調書の234ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

事項、漁村留学制度事業費は、鹿島地域におけるウミネコ留学制度に係る経費でございまして、事業費624万8,000円で、主なものは全国紙への留学制度広報掲載料、ウミネコ留学制度業務委託等でございます。

なお、さきの総務文教委員会で、留学制度の甬島全島への拡大を検討するために、地元の受け入れ体制について調査をするよう意見をいただいているところでございますが、そこで、上甬島、下甬島教育課を通じまして、各地区コミに留学制度の取り組みについての意向調査を実施いたしました。

里親などなかなか受け入れ体制が整わないという回答がほとんどでございました。今後、地元からの要望等がありましたら、留学制度の導入について協議、検討してまいりたいと考えております。

事項、心の教室相談員配置事業費は、心の教室相談員の配置に係る経費であり、事業費156万7,000円で、主なものは教育相談員の謝金でございます。

235ページをお開きください。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、不登校児童生徒の学校復帰のための適応指導教室運営に係る経費でございまして、事業費256万1,000円で、主なものは指導員謝金でございます。

事項、薩摩川内元気塾事業費は、県内外の著名人等を招聘した薩摩川内元気塾の実施に係る経費でございまして、事業費294万円で、主なものは各学校の元気塾推進委員会への薩摩川内元気塾事業等業務委託でございます。

236ページをごらんください。

事項、小中一貫教育推進事業費は、連携型の小中一貫教育を市内全中学校区で展開し、発達段階に応じた教育の充実や各学校の特色ある教育活動の推進及び小中一貫教育推進事業講演会の開催に係る経費でございまして、事業費2,135万6,000円で、主なものは小学校英語講師謝金、児童生徒交流活動用バス借上料でございます。

前年度の変更点は、ふるさと・コミュニケーション科の副読本製作にかかるもの、長編アニメーション「氷川丸ものがたり」の上映に関するものでございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関、家庭への派遣や連携を通じて、生徒指導上の諸問題の解決及び発生防止に係る経費でございまして、事業費277万2,000円で、主なものはスクールソーシャルワーカーへの謝金でございます。

237ページをごらんください。

事項、学校保健体育運営管理費は、幼児、児童、生徒及び教職員の健康管理等に係る経費でございまして、事業費5,310万3,000円で、主なものは、幼稚園の園医24人、薬剤師8人、小学校の学校医61人、薬剤師23人、中学校の学校医34人、薬剤師10人に係る報酬のほか、小・中学校におけるフッ化物洗口事業、幼児、児童、生徒及び教職員健康診断業務委託等でございます。

補助金は、甬島地区児童生徒島外活動補助金368万2,000円、校外活動補助金120万円、小学校体育連盟運営補助金ほか1件の94万4,000円でございます。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、日本スポーツ振興センター共済制度加入及

び災害給付金の給付に係る経費でございまして、事業費1,702万9,000円で、経費の内容は、日本スポーツ振興センター掛金、災害共済給付金でございます。

238ページをごらんください。

事項、各種大会運営費は、小学校綱引競技大会実施に係る経費でございます。事業費159万5,000円で、主なものは小学校綱引競技大会児童運送用バス借上料でございまして、補助金は甌島地区児童生徒島外活動補助金16万2,000円でございます。

事項、小学校扶助費は、経済的理由等により就学困難な児童及び特別支援学級の児童に対する就学援助等に係る経費でございまして、事業費6,072万5,000円で、主なものは、本土地域及び上甌地域スクールバスの運行業務に係るスクールバス等運転手業務嘱託員5人の人件費、スクールバス運行業務委託料、児童通学用タクシー借上料、就学援助費等で、補助金は修学旅行補助金116万6,000円でございます。

239ページをごらんください。

事項、中学校扶助費は、経済的理由により就学困難な生徒及び特別支援学級の生徒に対する就学援助等に係る経費でございまして、事業費6,761万4,000円で、主なものは、下甌地域スクールバスの運行業務に係るスクールバス等運転手業務嘱託員3人の人件費、生徒通学用バス・タクシー借上料、就学援助費等でございます。補助金は修学旅行補助金105万4,000円、遠距離通学生徒の通学費補助金3万2,000円でございます。

事項、幼稚園扶助費は、市立幼稚園のスクールバス運行業務及び甌島地域での市立幼稚園預かり保育実施に係る経費でございまして事業費1,639万8,000円で、主なものはスクールバス添乗員賃金、甌島地域預かり保育士賃金、スクールバス運行等業務委託でございます。

240ページをごらんください。

事項、給食センター管理費は、学校給食センター5施設の職員人件費及び管理運営に係る経費でございまして、事業費3億4,228万3,000円で、主なものは一般職7人の人件費、給食センター光熱水費、給食センター調理等業務委託等でございます。補助金は、薩摩川内市学校給食会連合会の運営補助金355万4,000円で

ございます。

昨年度からの変更点といたしまして、給食配送者に係る管理経費を調理等業務委託料の中に組み込んだことと、先ほど御説明いたしました学校給食会連合会運営補助金の新設でございます。

事項、給食センター施設設備整備費は、学校給食センターの施設や設備の整備に係る経費でございまして、事業費3,170万9,000円で、川内学校給食センターの蒸気ボイラー取りかえ設置等の備品購入費でございます。

なお、この蒸気ボイラー取りかえ設置につきましては、予定価格2,000万円以上の動産の買入れに当たりますので、6月議会で財産の取得についての議案を提出させていただく予定でございます。

夏季休業中に配置がえをする予定にしておりますので、6月議会初日提案、初日議決をお願いをしたいと考えているところでございます。

以上、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算について説明をいたします。各会計予算調書の67ページをお開きください。

負担金、教育費負担金336万5,000円は、日本スポーツ振興センター掛金、使用料、教育使用料2,435万2,000円は、幼稚園使用料及び給食センターの行政財産使用料に係るものでございます。

国庫補助金、教育費補助金349万9,000円は、それぞれ充当先事業の歳出予算に対応して計上しているものでございます。

雑入1,028万3,000円は甌島地域で実施している預かり保育の保育料と給食センターの電気料実費収入金及び日本スポーツ振興センターの給付金でございます。

以上で、学校教育課に係る平成28年度当初予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）2点ですけど、小中一環の統合の校舎についての、空調は設置する計画があるのかどうかということです。まず、お尋ねします。

それから、もう一つは、就学援助費と修学旅行

補助金なんです、これは申し込みから、手続を経て現金が入ってくるのが、どういうふうな日程というか、スケジュールというか、そういうふうになっているのかを教えてくださいと思います。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、今度新しくつくります小中一貫校の冷暖房空調についてでございますけれども、一応、原則として、空調につきましては、校長室、教職員室、それから保健室とか、事務室、通常ほかの学校もあります、それと同じような形になります。

教室につきましては、普通教室につきましては、扇風機設置ということで、今考えているところでございます。

○学校教育課長（原之園健児） 就学援助費につきましての支給の計画でございますが、申請書の配布を学校のほうに説明をいたしまして、1月ごろに学校を通して保護者に通知をいたしまして、5月までに各学校に提出を保護者からいただきまして、そして認定をし、支給は7月、12月、3月という3期にわたっての支給になっているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 修学旅行補助金については、どういうふうに手続できるようにしたんですか。

○学校教育課長（原之園健児） グループ長に答えさせます。

○主幹兼学事グループ長（松田啓美） 修学旅行補助金につきましては、里を除きます甌島地域、上甌、下甌、鹿島の小・中学校の修学旅行に伴う補助金でございますけれども、修学旅行を行う前に補助金交付申請書をいただきまして、修学旅行が終了してから実績報告書をいただいて、請求書をいただいて支払うという流れになっております。

以上です。

○委員（井上勝博） そしたら、その小中一貫校の方の空調なんです、私たちが視察した品川の学校は全館冷暖房ということで、要するに、子どもたちを鍛えなきゃいけないというふうなことで言われるわけだけど、そういう発想は、もう古いんじゃないかと思うんです。

勉強をする、授業を受ける上で適切な温度というのがあるわけですから、その適切な温度のために、空調システム、冷暖房つけるわけですね。

ですから、無駄に動かすことを奨励するもので

はなく、寒過ぎるとか、暑過ぎるとか、そういうふうなことではなくて、適温にすると、好ましい温度にすると、そのために空調ということを行っているわけであって。この際、私は小中一貫校で、さっきは予算を38億、35億、38億やったんですけども、そういう多額なお金設けてっていうような話をしたわけですが、ただ、やっぱり、これからはそういうことも考えていく、むしろ、子どもたちに節電をするという教育的な内容にもなってくるわけですので、考えを一步前に進めていく必要があるんじゃないでしょうか、ということは意見として申し上げます。

それから、就学援助費については、恐らく保護者の方からも要望はあると思うんですけども、もっと早くならないんだろうかと。やっぱり、学校に行く準備するために、入るために準備のお金として使いたいという方もいらっしゃるわけだと思いますので、7月から支給ということとなるわけですが、そういう要望は保護者から出ませんでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児） 今、委員がおっしゃったような要望につきましては、まだ聞いてないところでございますけれども、新年度の子どもたちに対しての支給になりますので、どうしても、新年度になってからの申請を受けて、そして認定をして、認定作業が終わってなるべく早くということで、どうしても7月になってしまうという状況でございます。

○委員（井上勝博） 全国的には、直ちに就学援助費を支給するところも出てきているようなので、私も、もう少し調べてみますけれども、ぜひそういった先進的な例も調査していただいて、早く就学援助費が保護者に入るようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員（徳永武次） 今、井上委員のちょっと関連するんですけど、新設校で、統合の。この場合、新しい学校の新築ですから、当然エアコンの話になるんですが、概算で導入をしたときとかっていう見積もりとか、そういうのはとられたんですか。

○教育総務課長（鮫島芳文） 答弁につきましては、上口専門職にさせます。

○専門職（上口憲一） 現在、東郷の小中一貫校につきましては、設計を実施いたしておりまして、空調につきましても、当然検討を行っているところ

ろです。

検討の結果、普通教室、特別教室につけますと、1億5,000万程度、かかるというように見ておりますので、そのかわり、一つの特色といたしまして、今回小中一貫の教室の中を風が通るような対策を今考えているところです。

外壁から吸気をしまして、その風を廊下の天井のところから逃がすような形で、何とか空調にかわるような風が通り抜けていく形で、少しでも体感的にいい環境ができないのかということで予定しているところです。

以上です。

○委員（徳永武次）内容的なことはわかったんですが、空調設備というのは、後から、仮にですよ、するとしたら、やっぱり配管とかいろんな形で、また構造上手直しをせなならんですね。その辺の設備はどうなんですか。

○専門職（上口憲一）それにつきましても、現在の設計のところで、特に、電気の容量が関係しますので、受変電設備のところ、そこの変電のトランスというんですけど、その辺を将来的なものを見越した形で、現在将来的に使えるように、電源の供給ができるような形の検討を行っているところです。

以上です。

○委員（徳永武次）ここは、太陽光は入れないんですよ。

○専門職（上口憲一）今回、太陽光も入る予定でございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）本会議でも触れましたけど、ことしは中学校の教師用指導書の件で、予算調査の231ページに教師用指導書等購入費として1,900万円があります。

これは、ほぼ全教科にわたってということになるのかと思いますが、教科、それから職員分ということになっているんですか。どういった配布になっているのか。

○学校教育課長（原之園健児）中学校の指導書につきましては、主な5教科につきましては、教科担任の人数によって配布冊数を調整していきたいというふうに考えておりまして。具体的には教科担任が1人の場合は1冊を、そして教科担任が二人以上の場合はおおむね二人に1冊ということ

で、それと前回までの指導書の現有数、前回の指導書もまだ活用できますので、そちらの現有数を勘案して冊数を調整させていただきたいというふうに考えております。

あと、体育とか技術等の技能教科につきましては、学年1冊の配布を予定しているところでございまして、冊数につきましては、平成24年度に比較しまして、平成28年度は30冊程度の減少ということでございます。

金額的には、100万ほど増額という状況でございます。

○委員（佃 昌樹）急激に教科書の掲載内容がごろっと変わるということはほとんどあり得ないので、過去の指導書は使えると、それはよくわかります。ずっと私もやってきたことです。けれど、今一番困っているのが小学校なんですね。小学校で赤刷り本が、学年に1冊しかないということで、大規模校が困っているんですよ。

特に、小学校の場合は、学年が6学年ありますから、これをいろいろ全部経験したとしても、なかなか難しいんじゃないかなと、5教科の教え方。専科とか、特別な学科については、1冊ありやいいことですがけれども、やっぱり5教科、4教科か、英語がないからね。4教科については、充実させていったほうがいいと思います。

というのは、そこまでいくには、相当の教員の実績がないとできませんよ。例えば何かな、期限つき、私も期限つきとティーム・ティーチングやった経験が何年もあります。

そういう方とか新採5年以内の人たちとか、といたってね、さあなかなか教科書だけで、どこがポイントになって、どういうふうな授業をせないかんていうの、ぱっと浮かぶような、とてもじゃないけど、そんなできるような教員というのは、わずかしかなりませんよ。

やっぱり専門はいいですよ。専門的にずっとやってきた人はいいけれども、専門を外れた部分で、例えば、私が、理科が得意で理科はわかりますっていうんだったらいいけれども、それが国語になって、じゃあ国語もそうかっていったらそうじゃないわけで、みんな得意不得意があるから。だからその辺を、やっぱりきちっと手だてをしてやっていかないと、学力が低下しますよ、本当にいつて。

たった、値段的には、そんな何億ってかかるよ

うなものじゃない。どんなに配ったって、今話を聞いたばかりでも2,000万あったら、子どもの学力保障っていう面からすると、私はいいと思うし、教員の労力からしても、私はそのほうがずっと効率的だと思います。

だから、やっぱり教科の、今度の改定時に小学校がなったときに、大規模のことを考えてやらなきゃいけないんじゃないかなと思います。それは、学び合い、高め合いも結構です。それは、私も同感です。

しかし、教師がきちっとしていかなないと、結局は、皆さんが言っているのは学力を上げたいと、そう思っている。皆さんは。それにマッチするような教育政策でないと、いけないかなと思います。ぜひ、検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（持原秀行） このことについては、しっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。今塩屋委員。

○委員（今塩屋裕一） 教育用でのパソコン整備事業ということで、今回、小学校、中学校タブレットパソコンということで、これ中学校82台、小学校120台ということなんですけど。大体、1週間の時間、時間割を見まして、大体何時間くらい、タブレットを使って、子どもたちは勉強をするんだろうかって。

それで、もしよければ、授業内容というか、タブレットを使ってどういった授業内容をされるのか、もし聞かしてもらえということと。あと、古いパソコンの更新ということだったんで、前のノートパソコンだったり、その取りかえだと思うんですけど。そういったのは、産廃料とか、そういうのをとられないんでしょうか、ということで、入れかえってということで。特別な機器なもので、そういったものはかからないんでしょうか、ということをお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（鮫島芳文） 機器のことについては、教育総務課で、あと使用のほうについては学校教育課で御説明申し上げます。

一応、タブレットパソコンについては、ことし破棄するものについては、有効活用ということで、通常ある程度数は、部品等がまだ使えますので、壊れたものについて、現在まだ5年とか4年とか耐用年数あるものに、転換できるものは部品とそ

ういうものに活用しますし。あと、破棄するものについては、毎年200台廃棄が出れば、200台の廃棄手数料を払って、情報システム課の予算、それから学校教育総務課の予算を使って、廃棄をしているのが実情でございます。

○学校教育課長（原之園健児） 使用時間につきましては、各学校でそれぞれに決めておったり、教師によって、単元によって使ったりということで、一概にこの程度ということは、なかなか申し上げられないところでございますけれども。これまで、川内小のほうで、取り組んできた事例といたしましては、小学校1年生から6年生まで、算数の授業等で、自分の意見を書いたものが前の黒板に、全ての子どもたちの意見が表示されると、というような方法で活用したり、あるいは計算であったり、漢字であったり、そういうもののドリル的な活用をしたりしているところでございます。

そのほか、ほかの事例といたしましては、例えば、八幡小学校等は体育の時間に、とび箱であったり、マットの様子を友達同士で映しまして、それをお互いに、ここがいいよ、ここがもうちょっとこうしたほうがいいねっていう、学び合いにタブレットを使って効果的に活用している事例等もございます。

あと、理科とか、生活科では郊外に持って行って、植物や動物、昆虫等の写真をとって、それを教室で、またみんなで発表し合ったり、というような活用で非常に効果的に活用している事例が多いというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○委員（今塩屋裕一） 非常にタブレット使った授業ということで、私もちょっと興味津々でありまして、先進例といたら何ですけど、授業の中でこういうのを使うから、非常にいいと思う、八幡小、川内小の例を見てもなんですけど。先進例でこういったのを授業で使われてて、今後は、相当フルに、子どもたちはタブレットとなれば、携帯電話、今全部スマートフォンになってますから。子どもたち学校やら、ふだん持っていることないと思いますので、やっぱりそれ身近だということで、興味津々じゃないかなって思って、非常に学力向上につながればいいことなんですけど。こういうことを取り入れていきたいというお考えがあったら、お聞かせください。

○学校教育課長（原之園健児） 2年間、川内小

が取り組んで、研究を進めてきたことを、今後は各学校にそれなりの波及をしていかないといけないというふうに考えております。

まだまだ効果的な活用というのは、グラフであったり、図であったりとか、もっとそういうものに生かせる部分がございますし、お互いの自分の考えを見せ合ったりとかという活用も、まだ可能性が広がってまいります。

ですので、学習意欲を喚起するには非常に効果的なものでございますので、今回タブレットパソコンのＩＣＴ支援員にというのを、配置させていただきようをお願いしてございます。

その方々に各学校にいろんなノウハウを支援していただくとということで、具体的にこれってということは、なかなか申し上げられないところですが、先生方が使いやすいように教材をつくっていくための支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員（井上勝博）先ほど、調書のほうでおっしゃってたんですけど、ウミネコ留学制度の受け入れ体制が、まだ整っていないということをお話されたんですが。現在１３名ということで、大都市を中心に広報をされていらっしゃると思うんですね。

そうすると、この受け入れ体制が厳しいというのは、申し込みはあるんだけど、体制ができないということだと思うんですけども、その辺の実情をもう少し詳しく教えていただけますか。

○学校教育課長（原之園健児）一番の大きな課題は、やはり里親になってくださる方の確保というのがなかなか難しい状況があるのかなというふうに、私たちは捉えております。

以上でございます。

○教育部長（中川 清）先ほどの説明は、今現在、鹿島でやっておりますウミネコ留学については、それは里親の方もしっかりおられますので、対応はできておるんですが。これまでの委員会のほうで、それをほかの地区にも広げたらどうかということがありましたので、上甕であったり、下甕の手打小学校等に説明に行ったところ、新たにやるところについては、なかなか里親の制度が難しいので、すぐには広がらないよということをお話をしたところで。

鹿島については、今のところ十分対応はできているというふうに考えております。

○委員長（持原秀行）よろしいですか、ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）実は、教職員住宅の空調の問題をお願いをした件がありました。ことし、甕島に行った方に、ずっと、どういうことで生活がしにくいのか記録をとっておいてくれんかということをお願いしてみました。残念ながら記録をとることにはなっていませんでしたが、文書で私のほうに来ました。

やっぱり不安があると、特に北朝鮮の拉致の問題等を考えれば、海岸端にあるので、窓をあけたままでというわけにはいかないと、夏場であっても。だからどうしたって閉めてしまうと。

私も島に６年おりましたから、甕島の過ごし方というのはよくわかっていますが、海辺ですから、暑いといってもそんなにもないということは肌で感じています。しかしながら、地元、こっちは「じかた」と言うんですが、本土のほうで、空調でなれた方が行かれたら、やっぱり苦勞をするんじゃないかなと、それは思います。

だから、教職員住宅の空調については、やはり考えられたほうがいいんじゃないかな。確かに設置をするとお金がかかりますけれども、維持管理については、本人負担ということでされて、設置費について計画的にやられたほうがいいんじゃないかなとは私は思っているんです。

なかなか、離島を抱えたところというのは、市ではそんなにありませんから、鹿児島市とか、霧島市とか、鹿屋市とか、こういったところはほとんど離島はないわけですので、そういった御苦勞はないと思いますが、やっぱり離島に赴任を喜んでしていく、そういった観点からも、クーラーぐらいはついていきますよと、ちゃんと完備されていますと。水洗もちゃんとしてありますと。その程度の教職員住宅を目指して、年次的に計画をしていただきたいなというのを切に感じておりますので、ぜひ計画を立てて年次的にお願いできればありがたいと。

もちろん財政の問題もありますけれども、そういったことを考慮しながら、ぜひやっていただいりゃと思っています。あくまでもこれは要望でありますので、そういうふうに受けとめていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） 済いません。教育用パソコンの件で、もっと有効に活用していただきたいんですけど、4点質問します。教育用パソコン、公務用パソコン、ひっくるめてということで。

一つ目が、今回、282台を耐用年数の経過したため更新されるんですけど、これは全体の何%に値するのかということ、概略で結構です。

2点目が、耐用年数は何年に設定されておられますか。これが2点目です。

3点目が、生徒さんが落したり、いろいろトラブルがあると思うんですけど、いろんな現象でトラブルに至ったパソコンというのは、大体年間何台ぐらい出るもんなんでしょうか。これはおわかりにならなかったら、お答えならなくて結構です。

4番目が、そのトラブルが起こったパソコンの修理費用というのが大体年にどれぐらいかかっているのかなと、この四つです。

○教育総務課長（鮫島芳文） 耐用年数については、パソコンにつきましては、7年で入れかえをする形になっております。

実際、導入している部分で、タブレットパソコンにつきましては、例えばですけど、26年度から導入しておりますので、26年度に200台、27年度に200台という形で、26年度が9校、27年度が5校という形で、これを7年度かけて全部にタブレットにしていきたい。

今ありますとおり、パソコンの修理につきましては、特に公務用パソコンを中心に、結構、ウイルスを事前検知する形で、今、ウイルスバスターが入っているんですけども、事前にウイルスを検知するんですけども、一応その部分については1回また情報を業者に出示したりしますので、それが結構ことしについては多ございました。

あと、額につきましては、今、担当グループ長のほうから説明をさせたいと思います。

○教育施設グループ長（稲森 直） パソコンは、教育用、通常パソコン室で使用するパソコンが大体2,000台。公務用と言われる先生たちが事務で使われるパソコンが大体720台。2,720台程度ありまして、大体今回1割くらいの交換となります。

トラブルにつきましては、さまざまありまして、パソコン自体のトラブルもあるんですが、それに接続しているハブといったプリンターにつながる機器、それとプリンター、さまざま耐用年数による故障や、あと落したりとか、水をこぼしてしまったりというトラブルがありまして、今、件数的には把握していないんですが、相当数パソコンを抱えておりますので、故障等も相当数出てきている状況です。

以上です。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。思ったんですけど、当然、ウイルス対策もありますし、トラブルが起きた場合は使える部品だけで、さっき今塩屋委員のところで答弁されていましたが、非常に工夫されて使われているのはよくわかりました。

それで、今回282台入れかえ、いろいろ付帯工事等も含まれてのことでしょうけど、今回の予算を見たときに、いろいろメンテナンスですとかトラブルがあったときの入れかえ等を考えたとき、私はリースのほうが結果的に安くつくんじゃないかと思うんですけど、その辺の比較をされたことはありますか。

もちろんこれはウイルス対策のセキュリティーまで全部含むリースです。

○教育総務課長（鮫島芳文） 一応比較もいたしましたけれども、財源的なもの、現在、パソコンについてはほとんど電源交付金を充当してしまっていて、一応、電源交付金の中ではリースはできないという部分もありまして、財源的なものもありまして、有効な財源を活用ということで購入をしているというのが実情です。

○教育部長（中川 清） 財源とは別に、またリースとの比較は、このパソコンだけではなくて、例えば公用車の関係とか、いろいろ教育委員会としても課題がありますので、教育委員会の内部の問題として検証をしたいと思います。

○委員長（持原秀行） ほかに。

○議員（森満 晃） 済いません。AEDについて、同じような質問になりますが、耐用年数が来ているということで、この1台の購入金額と、耐用年数が何年ぐらいなのか、お願いします。

○教育施設グループ長（稲森 直） 約8年（46ページの発言により訂正）で更新計画を立てて、一斉に小学校、中学校の更新をしていると

ころです。

予算上の1台当たりの単価としましては、約9万円を見込んでいます。通常、1台、2台買くと、やはり高額になるんですけど、まとめて発注することで安く購入したいというふうな計画を立てているところです。

以上です。

○議員（森満 晃）その購入に当たっては、この機械は当然使わないほうがいいんでしょうけども、ほとんど損傷もなく、丸々交換されるのか、何かそういう下取りができたりとか、そういう部品交換で済むのか、そういうのが法律的なものがあるのか、その辺はどうなんですか。

○教育総務課長（鮫島芳文）パソコンについては、今回は丸々です。通常ですと、毎年、パッドといいまして。済みません。何て言いました。パソコン。済みません。申しわけございませんでした。AEDにつきましては、パッドとか、そういう消耗的なものは2年ごとにかえるんですけども、今回は本体自体が耐用年数が来ているということです。それはやはり使えないというところがありますので、今回は全部一斉取りかえという形になっております。

○委員（中島由美子）済みません。まず、空調の件で、それなりの整備みたいなことはしておきますということなんですが。今回、文科省が検討をするということで、夏場、30度でも空調はしっかりとつけなさいというようなことを、今、検討をしていくということなので、鹿児島県の薩摩川内市の夏場が、教室が30度を超えるかなと思ったときに、やはり空調というのは必要なかなと思いますので、やはり、そのあたりの検討はしっかりとさせていただきたいというのが1点。

それから、先ほどの研究用図書、教師用のいわゆる赤本というやつですが、今ほど佃委員のほうで言ってくださったそのとおりだと思います。

特に小学校は、1日5時間ないし6時間1人で授業をいたします。御存じだと思いますが、その6時間分を、5時間分を、全部授業をするための計画を、毎日毎日、立てていかなければならない、そのための赤本でもあると私自身も思っておりますし。

また、私もたくさんの人から言われたんですが、ここの地区に来て、まさか赤本がなかったというのが、たった1冊をコピーをして使えと言われた

ということで、大変驚かれました。勉強ができないと思って、帰って勉強もできないというような状況があるということでした。本当に大変多くの方が困っている状況にあるということ、教える側、指導者側が困っていることを、本当に子どもたちにしっかりと基礎基本を教えなければならぬ立場である方々が困っていれば、やっぱり学力低下に陥っていくのではないかと、本当にしっかりと検討をしていただきたいし。

28年度が始まりますので、また、特に大規模校です。大きな学校が困っているわけですから、そこに何らかの手を打っていただきたいと、早急をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）この件については、数名の方からも出ておりますが、やはり、子どもの学力向上とか、それから、学校に勤務される教職員の不安を取り除くためにも、しっかりとした冊数の確保をお願いしたいと思いますし、今回がダメであれば、補正でも出してというような形の中でも、しっかりと充実した体制をとっていかれるように、私からもお願いをしておきたいと思います。

それでは、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、学校教育課の関係の説明をさせていただきますと思います。総務文教委員会資料をあけていただきまして、1ページは先ほど説明をさせていただきましたので、2ページの英語検定について御説明をさせていただきます。

前回の総務文教委員会で英語検定についての御質問がございましたので、今回、資料を準備させていただきました。

英語検定料の公費負担は、英語力向上プランの一つとして平成18年度から実施しているものでございます。昨年度までは、中学3年生は学年相当級の3級を、2年生は4級を、1年生は5級を受検する場合に、1回分の受験料を公費負担しておりました。

しかし、平成27年度から5級を対象外としま

して、4級、3級、準2級、2級を加えて、学年相当級を超える級も受検できるようにして、1回分を負担することにしたところでございます。

受検状況につきましては、平成26年度までは中学生の95%の生徒が受検しておりました。本年度は、5級受験者が減少したことにより、84.7%となっております。

各年度の年度別合格率は表のとおりでございます。ただし、本年度、平成27年度分につきましては、2回目までの結果でございますが、3回目の結果はまだわかっておりませんので、この結果は含まれていないところでございます。

2の中学卒業時の英検の取得率を見ますと、3級から5級までの割合は、県や全国よりも高い状況でございますが、合格率や取得率を見ますと、公費負担を行った級を中心に成果があらわれているということがわかって考えております。

中学校卒業時に英検を取得して高校へ進学する割合が高いということは、高校での英語学習にそれなりの効果が出ているのではないかと推測しているところでございます。

英語の学力につきましては、平成27年度の県の学習定着度調査を見ますと、ほぼ県と同程度でございます。

文部科学省は、グローバル化に対する英語教育を目指して、中学校卒業段階に英検3級程度以上、それを50%という成果目標を示しております。本市は、他の市町と比べまして先進的な取り組みを行ってきているところでございます。

ただ、今後、検定料を補助していく市町村は出てくるものというふうに考えているところでございます。

続きまして、3ページ、4ページ、5ページにかけまして、支援を要する児童生徒に対する授業につきまして御説明をさせていただきます。

資料の訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

3ページの1の不登校児童生徒の最初の心の教室相談員配置事業の右が「平成23年度～」となっておりますが、これは「平成16年度～」の間違いでございます。大変申しわけございません。

同じく4ページの適用指導教室（スマイルーム）、これにつきましても「平成16年度～」の間違いでございました。大変申しわけございません。訂正しておわびを申し上げます。

それでは、説明をさせていただきます。

本市が行っております不登校児童生徒等、あるいは特別な支援が必要な児童生徒、保護者への支援について御説明をいたします。

まず、不登校等を初めとする生徒指導上の課題に対する相談事業についての説明でございますが、主に四つの取り組みを行っております。

まず、相談活動としまして、一つ目は、心の教室相談員配置事業でございますが、4人の心の教室相談員を市内の7中学校に配置しております。相談員は、悩みを抱えた生徒や保護者との相談を行ったり、授業以外の時間に生徒へ積極的に声かけをしたりしながら、いじめや問題行動等の未然防止や、不登校傾向の生徒への適切な対応を図っているところでございます。

二つ目が、スクールソーシャルワーカー活用事業でございますが、2名を拠点校の中学校に配置しまして、要請に応じて各小・中学校を訪問して、児童・生徒や保護者、学校からの相談を受けながら、問題を抱える児童・生徒の家庭に積極的に働きかけ、福祉機関等へつないだり、複雑なケースに応じたネットワークを構築しながら、問題の解決を図っているところでございます。

三つ目が、スクールカウンセラー事業でございますが、いじめや不登校等、児童・生徒の問題行動等に対応するため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験があるスクールカウンセラー5名を、県教育委員会のほうから派遣していただきまして、不登校等の児童・生徒及び保護者の面談、教職員へのアドバイス等を行っております。

次に、4ページでございますが、適応指導教室の運営について御説明をいたしますが、登校できずに悩んでいる児童生徒に、仲間との触れ合いの機会を提供し、学習の補充や体験活動を通して、自立心や社会性、人とかかわり等の能力を養い、学校へ復帰できるよう指導、援助を行う「スマイルール」と呼んでおります適応指導教室を、勤労青少年ホームに開設して、指導員3名が指導に当たっているところでございます。

学習支援のほかに、体験活動としまして年7回、少年自然の家と連携しながらリフ「レッシュイン in てらやま」を開催し、社会性や人間づくり等に取り組んでおります。

続きまして、4ページの下の方、2のところ

でございますが、相談状況をまとめた表を掲載してございます。いずれも不登校に関する相談が多い割合を示しているところです。

私どものほうが最も大事にしているのは、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー、スマイルルーム、学校、このそれぞれの機関が情報を共有して、対応をして、連携を図るように、これが一番大事なところではないかなというふうをお願いしているところでございます。

5 ページのほうをごらんください。

次に、特別支援教育の状況についてでございますが、平成27年度は特別支援学級を、小学校、中学校32校に53学級を設置いたしまして、179人の児童・生徒が在籍して学んでおります。

また、亀山小学校に言語通級学級3学級、LD・ADHD通級学級を1学級、川内北中にLD・ADHD通級学級を1学級設置して、79人の児童・生徒が通級しております。

また、特別に支援の必要な児童・生徒には、日常生活上の介助や学習支援、また、学校や幼稚園行事における介助などを行う特別支援教育支援員を、幼稚園3園、小学校16園、中学校5校に32人配置をしているところでございます。

特別な支援が必要な児童生徒につきましては、就学相談を行い、小児科医や養護学校の教諭等の専門的な方々の意見、保護者の思いを総合的に判断しながら、就学について審議会を開催しておりますが、相談対象の児童生徒が年々増加傾向にある状況でございます。

続きまして、6 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

最後に、東郷地域小中一貫校開校準備に係る進捗状況について御報告をさせていただきます。

東郷地域小中一貫校開校準備につきましては、東郷地域の地区コミ会長、保育園、幼稚園、小・中学校の園長、校長、PTA会長の21名で、東郷地域小中一貫校開校準備委員会を組織しまして、その中に校名・校章部会、通学方法・制服部会、PTA部会の3つの部会を設けまして協議を進めてきているところでございます。その進捗状況について御報告をさせていただきます。

まず、1 番の校名についてでございますが、これまでの経過といたしまして、昨年9月に、市民や出身者を対象に校名の募集を行い、総数95点

の応募をいただきました。校名・校章部会におきまして、その95点を参考に候補を絞り込みまして、開校準備委員会で3点が選考されたところでございます。開校準備委員会で選考されました候補名を受けて、現在、教育委員会のほうで選考を進めているところでございます。

今後、教育委員会で審議した後、小学校、中学校条例の一部を改正する条例案を提出させていただきたいと考えております。

次に、2の制服・体育服についてでございますが、経過としましては、昨年7月に保護者にアンケート調査を行いました。通学方法・制服部会におきまして、保護者アンケート結果を踏まえまして、方針案をまとめて、開校準備委員会で統一方針として決定をしていただいたところでございます。

内容としましては、基本的には、小学校、中学校とも現行の制服を継続して使用することとしたところでございます。

小学校につきましては、校章の有無や、シャツやブラウス等に若干の差異があるものを調整いたしました。

なお、体育服につきましては、校名が決定していないため、決定後、デザイン等を調整することとしております。

統一につきましては、小学生は五つの小学校が統合する平成29年4月の新入時からというふうにしております。中学生につきましては、小中一貫校開校の平成31年新入生から、新しい校名、校章がついたものを着用することとしております。

統一の時点の小学2年生以上、中学2年生以上につきましては、買い換えを求めることはなく、それぞれ卒業まで着用をしていただくことも考えております。

3 番目のスクールバスにつきましては、通学方法・制服部会で、まず平成29年の小学校統合に向けた路線とバス停の概略案を協議しまして、その案を関係する保護者の皆様にお示ししたところでございます。

概略案の路線につきましては、山田・南瀬コース、鳥丸・藤川コースの2コースと。そして、登校1便、下校時は、低学年用、高学年用の2便を予定しております。

今後、さらに詳細に協議しまして、時刻表を作成するなどの作業を進める予定でございますが、

通学の安全を確保することを前提に、保護者の要望にできるだけ沿いたいと考えております。

最後に、4のその他の準備項目についてでございますが、主なものにつきましては、校章と校歌になります。校名が決定した後、それぞれまた募集を考えているところでございます。

以上で、東郷地域小中一貫校開校準備の状況について報告をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○教育総務課長（鮫島芳文） 1件だけ修正をさせていただきますんですけども。済いません。

先ほどAEDの更新につきまして、5年という回答をいたしましたけども、実質、平成20年に導入していますので、更新については8年に1回更新するというので、申しわけありません。訂正をよろしく願います。（42ページで訂正済み）

○委員（徳永武次） 相談状況のまとめで、1月末現在ちゅうところで、心の教室相談員ということで、教職員への対応及び指導、助言ということで、平成27年が約26年の5倍ぐらいになっています。何かあるんですか。

○学校教育課長（原之園健児） いじめとか、いろんな問題等も考えたときに、やはり、相談を待つという姿勢ではなくて、相談員みずから積極的に声をかけていただくということ。そして、先生方とも情報交換とか、そういうことも積極的にしていただきたいということで、ことし特に強くお願いいたします。その関係でこのように件数がふえてきている状況があると思います。

以上でございます。

○委員（徳永武次） ということは、平成26年はそこまでなかったと。しかし、平成27年は不登校とかいじめとか、いろんなものを未然に防ぐということで、こういうことを強化したちゅうことですか。

○学校教育課長（原之園健児） そのとおりでございます。いろいろいじめによる自殺の問題とか、いろんな社会的な大きな問題が起きておりますので、やはり、待つ姿勢ではなくて、積極的な姿勢が必要であろうというふうに考えてお願いしたところでございました。

○委員（徳永武次） ちゅうことは、平成28年、今後もまだこれは特に強化していかなきゃならん項目になってくるとは思いますけど、相談員の増とか、その辺は考えられないんですか。

例えば、南中と北中は県も来てされています。それと、こういうことが大きな問題になってくると、やっぱり1校1相談員とかというのは考えられないんですか。

○学校教育課長（原之園健児） 今のところの相談状況を見たときに、相談員等から事情を聴きましたときに、相談する時間が短いとか、困っているという状況はまだ私どもも聞いていないところでございます。ただ、心の教室相談員ではなくて、スクールソーシャルワーカーにつきまして、昨年、もっと活動する時間等を確保したいということで、スクールソーシャルワーカーを昨年度補正予算をお願いして、活動日数をふやしていただきました。

ですので、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、そして、スマイルルーム、総合的に考えながら進めていったほうがいいのかなどというふうに今考えているところでございます。

○委員（徳永武次） 市内の中で、北中と南中というのは大規模校ですよ、実際のところ。それと、あとの組み合わせというのは、私も東郷と中央とか、樋脇と祁答院とかちゅうのは大体理解はするんですけど。やっぱり生徒数によっては若干その辺は、1名ぐらいのスクールワーカーにしても何にしてもやっぱり今後見直しが必要かなと思うものですから、これは見直すほうに要望をしておきます。

○教育部長（中川 清） 本件につきましては、国のほうの普通交付税の措置のほうもかなり厚くなってきております。今年度の特別支援教育の幼稚園の廃止とかというものもそういった対応でしておりますので、平成28年度の交付税の措置概要も今届いておりますので、こういったものも少し研究をさせていただいて、今後、要求のほうに向けて準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹） 広島の中学生の自殺の問題、恐らく学校もそうだし、その管轄する教育委員会もびっくりしたことだろうと思います。

やっぱり、その対応の問題として、極めて適切

な対応ではなかったなという印象を受けるわけです。

何かあると、教育委員会がすぐ学校にばんと、こういうのが発生したからそうならないようにせよといって文書をばっと出していく通達行政をどんどんやっているわけですが。今回のこの事件に対して、教育委員会は各学校に対して、同じような通達をやりながら指導したということになりますか。

○学校教育課長（原之園健児） 広島はこの件につきましては、まだ文書等での通知はしていないところでございます。

ただ、先般、校長研修会がございましたので、その折、教育長のほうからあいさつの中で、指導助言のそのことに触れて、やはり、子どもたちへのかかわり方、そして、この問題への対応ということについて話をさせていただきまして、校長先生方には指導をしたところでございます。

非常に痛ましい事件でございますので、やはり、こういうことが起きないということが一番大事でございますので、子どもたちのことを中心に考えた指導が必要であろうと思いますので、今後、十分検討をした上で出したいと思います。

○委員（佃 昌樹） 受験生にとっては、学校の権威というのはすごいんですね。だから、教員の一言一言によって、生徒は生きるか死ぬかといったような局面に追いやられることもあるわけですから、よっぽど意を用いてかからなければいけないなというふうには思います。

できれば、同じようなことが起こる可能性はなきにしもあらずですが、制度として、または申し合わせ事項として、内申書、調査書の問題をどういうふうに各学校で取り決めをやっているのか、やっぱり、教育委員会としては、その中身のところを把握をしておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児） 内申書の記載の内容につきましては、1件1件私どものほうは把握はしていないところでございます。

そこは学校のほうにお任せしているところでございますけれども、やはり、委員がおっしゃったように、そういう命に係わることにつながるようなことであつたりとか、そういうことがあつてはならないわけですので、その記載の内容の考え方とか、そういうことはしっかりと学校とも話をし

ていかなければならないというふうに考えております。

○委員（佃 昌樹） 誤解があつたら困るんですが、内申書、調査書の閲覧をせえと言っているんじゃないんです。推薦のあり方について、各学校どういうふうな内規や基準を持っているのかということなんです。

見苦しいことに、広島のあの学校では、3年間ずっとその内申書の、1年で万引きをしたことが3年まで続いて、3年間それは継続すると。で、推薦はしないと。あの事件があつて1年間になった。1年間だけその万引きのそれは残るけれども、それ以降は残らないと。だから推薦ができると。見苦しい発想なんです。

だから、そういった制度とか、規則とか基準の問題について、やっぱりある程度どうなのか、正常な学校の規則になっているのかどうか、委員会としては、その点までは把握しておく必要はあるんじゃないかなと思うんですが。

○学校教育課長（原之園健児） 委員がおっしゃるとおりだと思います。やはり、どのような基準を学校が持って、そういうことを作成をしているのかとか、推薦をしているかということについては、また学校のほうにもいろいろ聞きながら、やはり適切な方法でできるように今後取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。

○委員（帯田裕達） 小中一貫校の、まず、平成31年4月開校ということで、この前までは工事の進捗で体育館とかがおくれてできるちゅうことだったんですが、それにはまだ全然変わりはないんでしょうか。

○教育部長（中川 清） 先ほど説明しましたとおり、平成29年度に建築本体の予算を計上することになります。体育館もプールも今年度の実績の中には入っておりますので、予算さえとれば平成29年度全部できるようになります。

総務文教委員会のほうで、私どもとしましては大変ありがたい意見を頂戴をしておりますので、平成29年度に全部とれるように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（帯田裕達） それが一番いいことだと私たちも思っております。

それともう1点です。新しい小中一貫校のス

クールバス、2コースあります。それは、例えば、何人乗りが必要なのか、たとえば、小学校も中学校も一緒に運ぶのか、中学校は自転車通学になるのか、その辺はどう考えていらっしゃるんですか。

○学校教育課長（原之園健児） 人数につきましては、そのコースを利用する子どもたちの人数を見通しながら、バスの大きさは考えていかないといけないと思っております。平成29年のときは小学生のみでございます。その後の小学校と中学校の一貫校になった場合は、保護者の意見、要望等も考えながら検討をする方向で考えております。

○委員（帯田裕達） 抱え込みですか、それとも委託ですか。

○学校教育課長（原之園健児） 今のところは委託を考えているところでございます。

○委員（帯田裕達） それはそれでわかりました。

あともう1点だけ、この前、議員全員とJAとの話し合いの中で、学校給食にお茶を使ってほしいと、お茶の文化を結構訴えられたお茶農家の方がいらっしゃいました。

今、給食に、小学校、中学校含めてですが、お茶を飲ませるとか、お茶を使った料理とか、そういうことは全然ないわけですか。

○学校教育課長（原之園健児） 主幹のほうにお答えさせます。

○主幹（山口隆雄） お茶を給食で出しているというのが、今のところ5センターございません。飲み物については、牛乳、もしくは、時折、オレンジジュース等が出ることはございますけれども、樋脇の学校給食センターでは、樋脇のとれた米と、それから、お茶で茶飯とかいう炊き込み御飯をつくっていることもあります。

以上です。

○委員（帯田裕達） 牛乳が主だと思うんですが、やはり、日本の食文化、文化としてもお茶は今、健康でも取り沙汰されているちゅうことで、どうしてもお茶を使ってほしいという要望がありましたので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは要望をお願いします。

○委員長（持原秀行） 米飯給食に牛乳はどうかという意見が出たということも御承知おきください。

質疑は尽きたと思います。

次に、委員会外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） 1点質問をさせていただきます。

英語検定について、先ほど、助成対象になっているんで、受検される方は非常に多いということが、この取得率の高いという原因で話されたんですけども、私も経験上、特に3級以上はある程度のベースがないと、何度か受ければそのうち通るわというもんじゃないと思っています。

その中で、3級を特に見たときに、明らかに県平均、全国平均より取得率が高いというのは、明らかに明確なベースをつくる何かがあるはずなんです。そういう見方はされておられませんか。

○学校教育課長（原之園健児） これは、学校の先生方が一生懸命取り組んでくださっている成果だと思うんですが。実は、3級を受けるためには、やはり1年生のときからそれなりに、5級であったり4級を受けてきております。そして、それが次の目標につながっているということ。そして、1回は無料で受検できるという、この効果がこのような結果に、意欲づけにつながっているものと考えておるところです。

○議員（谷津由尚） いろんな考え方があると思うんですけども、例えば5級を、助成対象でなくなった平成27年は明らかに受験率ががんと減ったんですけど、でも、合格率とすればまあまあ、ばらつきの範囲かなという気もせんでもなくて。そう言う考え方からいくと、今おっしゃったのも事実かもしれませんが、やっぱりこのベースに結びつく何かがあるんだろうと思っていますので、その先生たちの頑張りというのは当然あると思います。ALTの効果もあると思います。

英語サマーキャンプとか、小学校のローマ字チャレンジとか、いろんなことをされていますので、そういうのが総合的に効果になってあらわれたんだろうと思いますが、いずれにしても、その辺のことは時間をかけてでも、こういうことで効果がこういうふうに蓄積されているというのは把握されておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（原之園健児） 議員がおっしゃったとおりだと思います。特に本市におきましては、小中一貫教育とともに英語教育への小学校低学年段階からの英語活動ということで、非常に子どもたちが6年間の中で英語になれ親しんできております。そして、それが基本になりながら中学

校でこういう英検を受けるチャンスということが、必ず年に1回は来るようになっておりますので、またそこら辺のところもしっかりと踏まえて考えていきたいと思っております。

○委員（中島由美子） 済みません。4ページのスマイルルームですが、表の見方です。

申請数が二名、括弧が通級数ということで、中学校の場合、平成27年が申請数が24で通級数が23ということは、一人は、これは行っていないという見方でいいのかということが1点です。

それから、スマイルルームがあって本当に助かっているという声もありますので、ここからまた元に戻れた、学校に戻れたという実態があるのかというのを聞かせください。

それから、もう1点ですが、特別支援教育の支援員が幼稚園までいらっしゃるということで、大変すばらしいのかなと思っています。ただ、小さい子を扱うということで、支援員は資格は何も取っていないと聞いているんですけど、その辺の考え方、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（原之園健児） 申請数に比べて通級数が一名少ないというのはおっしゃるとおりでございます。見学に来たりして、来れるかなということで申請を出すんですけども、通級までに至らなかったということでございます。

それと、二つ目の学校復帰の状況でございますけれども、学校復帰につきましては、例えば、今年度で見てみますと、行事とか、あるいは、テストを受けに学校に登校できるようになったとか、あるいは、もう完全に学校復帰したということも含めまして、今年度は10名ほどいるところでございます。そして、3年生のほうも、ほとんどの子どもたちが進学の手配でございます。

最後の特別支援教育支援員の資格についてでございますが、基本的には校区とか、近くの方々にお願いするというので、そういう特別支援教育に理解のあられる方、そして、子どもに接することを苦になさらない方ということで、基本的にはしております。

ただ、幼稚園等におきましては、やはり園長先生方も幼稚園で勤務された経験のある方とか、そういう方々も視野に入れながら人材を確保するように努めてくださっております。

○委員（森満 晃） 済みません。学校給食の連合会の運営の補助金ということで、今回、拡充つ

うことで、二名ほど採用されていますけど。未納対策かなと思うんですが、その方々の今後の業務内容、そこをちょっと教えていただけませんか。

○学校教育課長（原之園健児） おっしゃることも含めまして、五つの給食センターがございます。それぞれの給食センターで運営をしているところなんですが、給食センター間の調整とか、やはり、できるだけ市内どの給食センターも均一な、安全な給食が提供できるように、それぞれ連携を図るための運営の連合会を考えております。

その中で、やはり、食材の安定的な購入であったり、給食費の収納率の向上、この二つを大きな業務に考えているところでございます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 済みません。申しわけありません。資料はございませんけども、今回、3月25日の最終本会議に育英小学校屋内運動場の新增改築工事の請負契約の変更契約も出しますのでお知らせします。

今回につきましては、昨今の賃金の急激な変動によりまして、インフレスライド条項を適用して契約を変更するものでございますので、お知らせしておきます。

○委員長（持原秀行） もうありませんか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。

ここで休憩します。再開は3時50分とします。

~~~~~

午後3時37分休憩

~~~~~

午後3時49分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、文化課の審査に入ります。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行） 審査を一時中止してあります議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。



○教育部長（中川 清） 予算概要書の  
130ページ、一番下段をお願いいたします。

文化課の事業概要につきまして、まず、文化財保護事業は指定文化財等の整備活用に係る予算を計上いたしております。

開けて、131ページになります。

一番上になりますが、入来麓伝統的建造物群保存地区整備事業は、保存地区の建物等の整備を図るものでございます。事業内容は記載のとおりでございます。

真ん中の入来麓街なみ環境整備事業につきましては、入来麓伝統的建造物群保存地区内の環境整備を目的としまして、入来支所前の駐車場用地、現在、年間80万円程度で借上げをしておりますが、これの用地取得、これを街なみ環境整備事業交付金を活用した用地取得をしまして、来年度、上物の整備をしたいというふうに考えております。

なお、街なみ環境整備事業につきましては、平成27年度が中間見直しになっておりますので、平成28年度からの見直し後の計画については、でき上がり次第、また、お知らせをしたいというふうに考えております。

一番下、清色城跡の保存整備事業につきましては、散策道路等の簡易整備の予算を計上、132ページ、知育文化の振興等を目的に、春の芸能祭開催事業、薩摩国分寺秋の夕べを実施をします。また、はんやジュニア大会開催としまして、市内の小学生等にはんや踊り等を踊る機会を与えるジュニア大会を開催しておりますが、これにつきましては、ぜひ、委員の皆様にも1回御鑑賞いただければというふうに考えております。

133ページでございます。一番上になります。

文化ホール管理事業については、川内文化ホール、入来文化ホールの管理で、今回、さきの議会に提案いたしましたとおり、まちづくり公社に指定管理者を一本化いたしております。

川内文化ホール施設整備事業につきましては、大きく二つの内容で、一つは長寿命化計画の策定、それから大ホールの音響、照明、舞台機構の改修工事、エレベーターの設置に係ります工事の実設計の業務、二つの事業内容の業務委託を計上いたしております。

郷土館の補修につきましては、入来郷土館等の空調取りかえ工事等を予定をしております。

134ページになります。

恐竜化石活用事業については、甕ミュージアムに関連する鹿島支所内の博物館構想の推進を進めてまいります。本格予算は特定離党ふるさと推進事業を予定をしております、6月補正に予算をお願いしたいというふうに考えております。

真ん中でありまして。最後になりますが、3月19日に天辰寺前古墳公園の開所式を予定しておりますが、これの管理事業を103万円計上してございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）平成28年度薩摩川内市一般会計予算、文化課分です。

歳出をはじめに説明いたします。

予算調書の244ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費、事項、文化財保護事業費1,326万4,000円は、文化財保護審議会委員報酬、藤川天神・久留須梅消毒業務委託等、郷土芸能保存奨励補助金等、文化財保護事業に係る経費が主なものでございます。

次に事項、伝統的建造物群保存整備事業費2,887万9,000円は、入来麓伝統的建造物群保存地区における石垣等3件の整備補助金及び入来支所前駐車場の土地購入費が主なものでございます。

245ページ、事項、清色城跡保存整備事業費129万6,000円は、史跡清色城の保存整備業務に係る経費が主なものでございます。

次に事項、文化振興事業費1,390万4,000円は、春の芸能祭公演委託料並びに文化協会運営補助金等、文化振興事業に係る経費が主なものでございます。

246ページでございます。

事項、文化ホール管理費3,933万4,000円につきましては、先ほど部長からございましたように、川内文化ホール、入来文化ホールの指定管理委託料が主なものでございます。

次に事項、文化ホール施設設備整備費3,000万円は、長寿命化計画策定業務委託及び大ホール音響、照明、舞台、エレベーター機構改修工事实設計業務委託が主なものでございます。

これにつきましては、総務文教委員会資料の7ページをごらんください。長寿命化計画策定につきましては、1番のほうに記載してございます。

川内文化ホールは、昭和41年に開所、50年が経過しております。耐震検査を平成22年度に行いまして、診断の結果等を踏まえまして、今回、平成28年度に長寿命化計画策定業務を行い、年次的に、今後、施設の具体的な躯体の改修手順や概算の費用等の資料とするために長寿命化計画を実施しようとするものでございます。

また、元に戻っていただきまして、調書の247ページでございます。

歴史資料館管理費3,511万1,000円は、川内歴史資料館及び下甕郷土館の指定管理委託料と入来郷土館の工事費等が主なものでございます。

次に事項、川内まごころ文学館管理費2,505万8,000円は、川内まごころ文学館の指定管理委託料が主なものでございます。

248ページです。

事項、恐竜化石活用事業費79万2,000円は、講演会・発掘体験等の広報チラシ印刷製本費が主なものでございます。

次に事項、旧増田家住宅管理事業費1,068万5,000円は、旧増田家住宅等の指定管理料が主なものでございます。

249ページでございます。

事項、天辰寺前古墳公園事業費103万円は、天辰寺前古墳公園の清掃管理等、管理経費が主なものでございます。先ほど部長から説明がございましたとおり、古墳の公園整備につきましては、ことし2月末をもちまして工事を終了し、きたる3月19日に現地にて開園セレモニーを予定しております。

以上で歳出を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、調書の69ページをお開きください。

14款1項7目使用料、教育使用料でございます。1,062万7,000円は、川内歴史資料館、川内まごころ文学館の入館料、川内文化ホール並びに入来文化ホールの使用料等が主なものでございます。

15款2項8目国庫補助金、教育費補助金1,518万円は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金、街なみ環境整備補助金等が主なものでございます。

16款2項8目県補助金、教育費補助金48万1,000円は、伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金となっております。

16款3項7目県委託金、社会教育費委託金2万円は、権限移譲事務委託金で、文化財保護法に関するものでございます。

21款5項4目雑入112万8,000円は、川内文化ホールやまごころ文学館の光熱料、各郷土誌販売収入のほか、文学館等における図録販売収入等が主なものとなっております。

以上で当初予算の歳入歳出説明を終わります。御審査方よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）済みません。先ほど収入の中で伝建地域の補助金というのが595万円と48万円と2万円、約600万円ぐらいあるわけですが、それを支出のほうでどこにどう使っているのかなと。

例えば、増田邸は一般財源ですし、使っているとしたら、10款5項の2目のところで国庫支出金というのが1,518万円になっているんですが。補助金など、どういうふうに、どこに流れているのかということをちょっと御説明いただけますか。

○教育部長（中川 清）予算調書の69ページと、それから、概要の130ページからになります。

まず、文化財保護事業の県支出金で2万円入っておりますが、これが69ページ、県委託金の権限移譲事務委託金の2万円になります。

次に、131ページ、入来麓伝統的建造物群保存地区整備事業、これは保存地区内の建屋の修理集計事業の補助金ですが、ここの国庫支出金595万5,000円というのが、ここに書いてあります伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金595万5,000円に、それから県支出金48万1,000円が一つ飛びました県の同じく保存地区の修景補助金になります。

その下、入来麓街なみ環境整備事業922万5,000円が69ページの街なみ環境整備事業補助金922万5,000円とあります。

以上でございます。

○委員（井上勝博）はい、わかりました。

○委員（徳永武次）ちょっと確認をさせていただきます。

文化保護財保護事業費の中での藤川天神の久留須梅の消毒業務委託ちゅうのは、消毒だけです

ね。一般管理代行、委託はされていないんですよ。

というのは、この前、テレビでちょっと、剪定とか何とかは宮司がするとか、いろいろテレビで言うていたんです。3月の初めごろのテレビで。あそこは指定管理とか、そういうのは入っていないんですか。

○文化課長（岩元ひとみ） 藤川天神の臥竜梅の梅につきましては、国の指定になっている臥竜梅の範囲と、藤川天神の個人、神社の所有の臥竜梅がございまして、多分、委員がお聞きになられたのは臥竜梅の個人の、神社の所有かと思います。

今回、この消毒をしますものは、国の指定になっております国の臥竜梅の、こちらが管理をしています臥竜梅の消毒を予算措置しております。

○委員（徳永武次） ちなみに、割合はどんなものなんですか。

○文化課長（岩元ひとみ） 費用につきましては、市が単独で、一般管理でやっております。国のほうは出ておりません。

○委員長（持原秀行） ほかにありますか。

○委員（福元光一） ただいまの消毒の件なんですけど、広さはどのくらいあるんですか。2カ所だと思うんですけど。広さはどのくらいで、年に何回ぐらい消毒をされるんですか。この631万6,000円ってなっているんですけど。

○文化課長（岩元ひとみ） 広さにつきましては、手持ちで資料をちょっと持ってきておりませんので。大分広うございます。昨年、柵を木柵でつくっておりまして、その木柵が大分傷んでおりまして、昨年度は木柵を文化庁の補助を受けましてしているんですが、広さにつきましては、済みません。ちょっと資料を持ってきておりません。

その消毒につきましては、昨年の大きな長雨で病気が入りまして、昨年もやっておるんですが、ことしも予防を含めて、ちょっとたくさん予算を入れて消毒をする予定にしております。

○委員（福元光一） その消毒委託はどこに出しておられるんですか。どこの業者にさせておられるんですか。

○文化課長（岩元ひとみ） 業者につきましては、東郷町の古川造園さんのほうに今年度はお願いしてございました。

予算につきましては、課長代理が答えます。

○課長代理（永里博己） 藤川天神のほうが約

20アールでございます。それと、久留須梅のほうが約5アールの面積でございます。

以上です。

○委員（福元光一） 何回ってというのは。

○文化課長（岩元ひとみ） グループ長のほうに。

○文化財グループ長（藤井法博） 年4回程度実施しております。

委託に関しましては、剪定とか、資料の施肥とか、かいよう病とか、そういったものを全てやっている状況でございます。

金額は、済みません。全部で200万円弱ぐらいになっております。済みません。平成28年度に単価のほうと見直しをさせていただきましたのでそうとなっておりますが、通年は、昨年度まで大体80万円前後で実施しております。

○委員（福元光一） ちょっとわかりにくかったんですけど、消毒だけが200万円かかったんですかね。それと、20アールと5アール、消毒だけはどのぐらいかかったかわかりますか。剪定なんかもひっくるめて631万6,000円だと思いますけど、そのうちの消毒だけがどのぐらいかかったのか。

○教育部長（中川 清） 答弁がちょっとうまくいっておりませんが、今の委託料は等が入っていますので、そのほかの委託料も入っています。

ですから、先ほど申し上げました消毒を含め、剪定を含めた予算が200万円弱と。そして、その内容の分について、昨年度、単価改正と事業の内容見直しをしたということです。ほかの東郷の臥竜梅に係る委託料は200万円ということになります。

以上です。

○委員（福元光一） その200万円のうちの消毒はどのぐらいかかったかということです。

○文化課長（岩元ひとみ） 概算200万円ですが、消毒だけになります。剪定とかは入っておりません。

○文化財グループ長（藤井法博） 済みません。平成27年度の実績で申し上げますと消毒のみで約50万円です。

○委員（福元光一） 消毒だけが50万円ということは、4回程度消毒をされるんですね。そして、1回が12万円ぐらい、20アールと5アール、25アールで1回が12万円ということは、ちょっと高いような気がするんです。

古川造園さんが東郷で地元だからというところ  
で頼まれているのか、どうなのか。やはり、農業  
公社が田んぼなんかの消毒を頼むと、20アール  
で大体1回が6,000円ぐらいなんです。  
10アールが3,000円ぐらいですから、  
30アール頼んでも9,000円ぐらいなんです。

できたら、やはり、消毒と選定と分離して、そ  
して、ある程度見積もりを農業公社にもとってみ  
たらどうでしょうかね。そうしないと、何でもか  
んでもするってしたときに、財源がないっていう  
ことなんですから、切り詰めるところは切り詰め  
るように見積もりを取ってしたほうがいいんじゃない  
でしょうか。

○教育部長（中川 清）きょうは特記仕様書で  
あったりとか、持ってきておりませんので、再度、  
今の御意見を踏まえまして、委託のあり方を含め  
て検証をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかに  
ありませんか。

○委員（帯田裕達）1点だけ。

郷土芸能保存奨励補助金は何団体あるのか教え  
てください。

○文化課長（岩元ひとみ）平成27年度の実績  
で61団体にお支払いをしております。

○委員（帯田裕達）61、1団体30万円。

○文化課長（岩元ひとみ）基準を設けておりま  
して、国の指定には年間60,000円でございます。  
県の指定のは4万円、市指定には3万円、  
未指定には2万3,000円という額を設けて  
61団体に支給しております。

○委員（帯田裕達）当然、算定の基準はあると  
思うんですが、樋脇にも幾つか郷土芸能があって、  
継承をしていくのに大変だということもおっしゃ  
っていらっしゃるし。ずっと年々減っているんで  
すか。それとも、横ばいでずっと出していられ  
るんですか。

○文化課長（岩元ひとみ）ここも合併後はこの  
基準でお支払いをしておりますので、減っている  
ということはありません。

ただ、上げてくださいという要望は、二、三、  
聞いております。

○委員（帯田裕達）例えば、市比野のある太鼓  
踊り、鐘踊りというのがあるんですけど、やはり、  
なかなか継承していくのは難しいと。今の補助金

では道具も自分たちでつくりながら、補修をしな  
がらやっている状況で。

かといって、発表の場があるかつちゅうのもの、  
また一つの問題でありまして、なかなか大がかり  
なものになるもんですから、練習はするけど発表  
の場がなかなかないと。要請をされたときに、  
1カ月ぐらい前から郷土芸能の練習を、小学校、  
子どもたちを交えて大人の人が教えながらやっ  
ているんですけど。その辺の補助金の取り扱いとか、  
算定の方法をもうちょっと考えていただきたいと  
いう要望です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○文化課長（岩元ひとみ）1点、よろしいでし  
ょうか。

今、委員のほうからも出ました郷土芸能の保存  
継承につきましては、課題と捉えております。

昨年、川添議員のほうからも一般質問で出まし  
て、やはり、補助金的なところも必要であるけれ  
ども、担い手が、各保存会が不足しているってい  
うのをおっしゃっていらして。何とか文化課のほ  
うでも、今、ちょっと準備を進めているんですが、  
補助金の清算をするときに、「各保存会で担い手不  
足はありませんか」、「担い手不足をよそから受け  
入れる予定はございませんか」、「そのお考えはあ  
りませんか」とうことで、今、文書を差し上げて  
おります。

その文書をいただきまして、よそから担い手、  
そういう継承をされる興味のある方々に、こちら  
のほうのその保存会のほうに入っていただくよう  
な受け入れができる団体には、市がマッチングを  
するような手だても、今、考えておりまして、新  
年度になりましたらその結果をまとめまして、保  
存会同士の集約をしながら、そういう支援は図っ  
ていくつもりでございます。

○委員（帯田裕達）わかりました。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（森満 晃）済みません。川内文化ホー  
ルの施設整備についてですけども。今回、この音  
響、照明、あとエレベーターとあるんですけども、  
こちらは昭和41年にできてからということで、  
観客席とかをこれまでに交換されたことはないの  
か。

それと、僕、ちょっと個人的に狭いのかなと。  
それと、長時間座っていて、私はちょっとやせて

いるんですけど、我慢して見るというか、そういう形で、もう少し何かゆったりとした観客席じゃないのかなという気がするんですけど、そういう要望だとか、その辺はどうなのでしょう。

○文化課長（岩元ひとみ）観客席につきましては、もう御存じのように50年を経過しております、50年前のサイズかと思います。今まで交換したことはありません。

何年か前、年は忘れましたけれども、床が少し陥没がございまして、1階のトイレと床の修復工事は実施しております。椅子については、建設当時のままでございます。

特に、狭いというのは自分たちも座ってみて感じますけれども、そういうような言葉としては聞いておりません。

○教育部長（中川 清）今回、長寿命化計画、予算的に1,300万円なんですが。これを入れた理由と言いますのは、やはり躯体として、今、耐震上問題はないということで、それに基づいてやっているわけですが、さらなる延長のための躯体改修をしたいと。

ですから、これを含めて、どの程度、今の文化ホールが持つかと。ここには平成40年まで、あと約62年ぐらい持たせたいというふうに書いてあるんですけど、平成70年度まで持つのかどうか、それを踏まえて、いわゆる内部の改修というものも考えていきたいというふうに考えおります。

ですから、どの程度、建物自体が持つのかというものをまずしっかり見極めてから、そういった大規模な内部改修については検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議員（谷津由尚）1点質問します。

清色城跡の保存整備事業で、散策道の簡易整備とあるんですけど、129万6,000円。どのレベルまで整備されるんですか。

○文化課長（岩元ひとみ）今、散策、清色城の堀切というところは、いらした方がある方はわかりになるかと思いますが。堀切のところから入らして、簡易に清色城を1周するコースは一応整備してございます。

ただ、草、木ってというのは、当然、茂ってまいりまして、草の伐採をしたりとか、散策道の伐採をしたりっていうのを年次的に毎年少しずつやっている状況です。

また、散策道路についても段をつけて歩きやすくはしてあるんですが、やはり砂地のために雨が降ったりとかすると陥没があります。そこを修復する作業に、その予算を使わせていただいております。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。  
ここで本案の調査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）資料の7ページをごらんください。

1番目の川内文化ホールの長寿命化計画につきましては、先ほど説明いたしました。

2番目のユネスコ無形文化遺産、「来訪神：仮面・仮装の神々」について御説明いたします。

8ページの資料と合わせてごらんください。

甑島のトシドンにつきましては、平成21年、ユネスコ無形文化遺産に登録されております。12月31日の大みそかに長い鼻に大きな口の面をかぶり、わら、みのを身にまとったトシドンが集落の子どもたちのいる家々を訪れ、子どもたちのいたずらを大声でしっかり論ず、しつけの意味を併せ持つ伝承行事となっております。

今回は、この甑島のトシドンと共通の特徴をもつ男鹿のナマハゲとか、能登のアマメハギなど、七つの行事を一括して「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコに提案しようとするものでございます。

内容につきましては、先ほど申しました8ページについてでございます。

これにつきましては、今年3月、ユネスコ事務局に提案書を提出して、来年10月、11月にユネスコの評価機関等を経て決定になる予定でございます。

次に、3番目でございます。第30回国民文化祭・かごしま2015の経済波及効果の推計結果についてでございます。

このことにつきましては、先日、鹿児島県が総事業費や参加者数、アンケートなどをもとに試算し、県全体の国民文化祭の経済波及効果を165億8,000万円と発表されております。しかし、各市町村ごとの推計額は公表されませんで

した。

本市では、昨年の１２月、一般質問におきまして、市の経済波及効果はどのくらいであったのかと質問を受けておりましたので、本市も県の手法と同様に、総事業費、参加者数等をもとに試算をしまして、本市の経済波及効果を５億５,０００万円といたしました。

具体的な推計方法や先催県の経済波及効果等もお示ししてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明が終わりましたが、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** トシドンなんですけど、この間、甌島の出身の方から、「あなたはトシドンはどう考えているか」と言われたから、「ナマハグみたいなものなんです」というふうに言ったんです。そしたら、「違う」と、「そうじゃないんだ」と。「ナマハグは神様なんですけど、トシドンは悪魔なんです」ということを言われて、全然知らなかったものですから。

それで、また、「こしきしま」、「こしきじま」論争みたいになっちゃうと、出てきますので、その辺は確かめていただいて、やっぱり登録するときに、このトシドンがどういう由来のものなのかというのは、よくよく慎重にしていいただければと。

その方が言ったことが本当なのかどうかも私はわかりませんけど。そんなふうに言われた方がいらっしゃったものですから、やっぱり、あとで問題にならんように、その辺はよろしく願いたいと思います。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

このことについては、トシドンとは以外の、ほかのところから派生したということを知っておりますから、そこをちゃんと説明してください。

**○教育部長（中川 清）** ここの７ページの真ん中に、２の包括申請の背景等に、これが理由になるんですけども、現在、ユネスコの無形の文化遺産につきましては、日本はかなり多いものですから、１件ずつの申請っていうのは非常に難しい状況になってございます。

８ページに、例えばなんですけど、２０１３年に

和食というのがあります。それから、２０１４年に和紙がございます。それから、今現在、提案中、山・鉾・屋台行事というのがあるんですが、これは、和食にしても京料理があったり、いろんな料理があるわけです。これを包含をして和食で申請をされた。和紙も同じようなことになっています。山・鉾・屋台行事も同じです。

これは先行してあったものですから、来訪神、祭りも、今ほど委員がおっしゃった内容も入っております。それぞれナマハグであったり、アマメハグであったり、沖縄の宮古島のこういったものを含めて、それぞれの地域性がある、内容も違います。それを含めて、来訪神という一つの包括申請になっていると。

ですから、これが同じものであるということは、私どもは申し上げておりません。一つの行事として、それを大きくグループ化して申請をすると。こういうことをしないと、簡単に言いますと、ナマハグ、アマメハグ、これに書いてあるようなものについては、追加の申請ができないという状況にあったものですから、和紙、和食、山・鉾・屋台行事と同じような形で、今回、文化庁のほうで包括して登録をすると、申請をするということになっておりますので御理解をいただきたいと思います。

**○委員長（持原秀行）** ほかに。

**○委員（井上勝博）** 私はトシドンがどういう由来のものなのか、よくわかりません。

ただ、そういうふうに使われたものだから、あとでそういう郷土文化に詳しい方から何か言われないようにという、それだけをお願いしたいと思っています。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（福元光一）** 中川部長にお伺いいたします。

文化ホールの駐車場の件、車が２台くらいとめられる障害者のマークをしたところがあります。あそこに障害者が自分で運転をしていたとき、雨の日に降りて、傘をさすまでが障害者というのは時間がかかるものだから、あそこに雨よけの屋根をつくってくれという要望がきているのは、もうここ一、二年の問題じゃないと思いますから。

平成２８年度の予算にもそれが見られないし、今現在も、恐らくできていないと思いますから、予算を組まなかったという理由があると思います。

まず、組まなかった理由を教えてください。

部長が初めてこの話を聞かれるんだったら課長でいいです。

**○教育部長（中川 清）** 内容的なものは課長のほうから聞いております。

検討の結果、詳しいことは課長のほうにあとで答弁させますが、いわゆる車の動線を考えたときに、少し安全性に課題があるというようなことも聞いておりますので、そこが対応ができるのかどうかというのも検証する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

具体のものは、ちょっと課長のほうに答弁させます。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 今、部長が答弁したとおりでございまして、福元委員のほうからは、私も2年ほど前にお聞きしておりまして、お話はさせていただいておるんですが、まず、どのようなものをつけるかというので、簡易的なカーポート的なものを考えておりましたけれども、ひさしにつなげるために柱をここに持ってきたときに、今言われる車の動線とうまくいかないというのが1点ございました。

もう1カ所、スロープ側のほうに身障者の駐車場があるんですけれども、あそこにカーポート的につけたときに、そこはカーポートでできるんですが、やはり、スロープをのぼるときに雨に打たれるということでございまして、今回も当初予算のときにも検討したんですけれども、今回、エレベーターも含めまして長寿命化計画をまずやりますので、そこらあたりを含めると、カーポートをつけてしまうと、また、エレベーターの位置とか、今申し上げたような車の動線等に支障がでるんじゃないかということが懸念されましたので、今回、送ったところでございます。

決して忘れておりませんので、また、それを考えておきたいと思います。お待たせして、本当に申しわけございません。

**○委員（福元光一）** 長寿命化計画でいろいろな事業をする上とか、また、スロープ状態のところでもた濡れるんじゃないとか、いろいろ考えられたと思いますけど、文化ホールというところは、健常者だけが来るんじゃないくて、やはり、障害者の方も自分で運転をして来られると思います。

今の話を障害者の方が聞くと、ほんなら障害者は、それまでいつとき濡れたままで来てくれよと

というようなほうに取られるかもしれません。

だから、この寿命化は、今回、予算を組まれるわけですけど、その障害者の駐車場の件は早く言うてあったんですから、そこを何とかやればできるんです。改良して、スロープももうちょっと広げたりすればできるんです。

とにかく、先ほど梅の消毒の予算の話も出たんですけど、やる気があればやれるんです、障害者のこと考えて。これから先は皆さんのやられることと、また、障害者の人が言うことも他が言うだけであって、とにかく、やる気を持ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○教育部長（中川 清）** スロープの件は、平成27年度の現年予算の中で何とかできないかという検討もしてまいりました。

障害者を含めて高齢者対策というものもあって、エレベーターの部分については、場所の確保も大体できるんじゃないかということで、今回、平成28年の実施設計に入れてございます。

ただ、障害者の駐車場の整備の関係は、先ほど申し上げましたとおり、後年度の長寿命化計画をして、全体の造作をする中で影響が出る可能性、それから、現在の動線等に影響が出る可能性があるものですから、もう1回見直そうということで送ったところです。

ですから、全体的に、今、花壇になっているところ、まだ、全部やればいいのかどうか、そういったものも含めて検討させていただきたいと。動線に問題がなければ、平成27年度の予算でやるつもりだったんです。

ただ、その問題があったもんですから、少し時間をかけて検証をさせていただきたいと。そのときに花壇までやる、それが、例えば長寿命化計画とバッティングしないのかどうか、そういったものも含めて検証させていただきたいということでございます。少しお時間をいただきたいと思います。申しわけございません。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。よろしいですか。

**○委員（帯田裕達）** 国民文化祭の5億5,000万円というのが出ているんですが、宿泊と弁当の数はどのくらい出たのか教えてください。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 専門職のほうで回答いたします。

**○専門職（村岡斎哲）** 申しわけございません。

12月議会のときには答弁させていただいたんですけど、今、お持ちしておりませんので、後ほど報告をさせていただきます。

○委員（帯田裕達）了解。わかりました。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。  
委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で文化課を終わります。

ここで休憩をいたします。

~~~~~

午後4時30分休憩

~~~~~

午後4時33分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

△社会教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第23号 薩摩川内市社会教育委員
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第23号 薩摩川内市社会教育委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）社会教育課でございます。

それでは、議案第23号 薩摩川内市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその2の23-1ページ、23-2ページをごらんください。

社会教育委員の会の定数について、本市教育委員会における各種審議会や他市の状況も鑑み、選出区分の見直しも含めて、定数を20人から16人以内の適切な定数に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）他市の例ということをおっしゃったので、他市の例もちょっと参考のために教えてください。

○社会教育課長（徳留真理子）のちほど、議案第24号にも関連がございますけれども、本市では平成22年から社会教育委員は公民館運営審議会委員を兼ねておりますことから、あわせて御説明させていただきます。

霧島市社会教育委員が15人以内、公民館運営審議会委員10人以内、鹿屋市は社会教育委員が20人以内、公民館運営審議会委員が15人以内となっております。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。
委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第24号 薩摩川内市公民館条例の
一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第24号 薩摩川内市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）それでは、議案つづりその2の24-1ページ、24-2ページをごらんください。

先ほども申し上げましたけれども、公民館運営審議会委員は社会教育委員を兼ねておりますことから、議案第23号と同様の取り扱いとさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）それでは、予算に関する説明書の39ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費及び3目公民館費につきましては、いずれも国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせまして、人件費を補正要求するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）概要書の128ページの一番下段をお願いします。

放課後子供教室につきましては、陽成、平佐東小学校の2校分を措置をしてございます。

開けて129ページでございます。

一番上にありますが、青少年対策事業につきましては、関係機関と連携をし、青少年の健全育成や非行防止、郷土への愛着新の情勢を図るもので、丸で記載をしてあるような事業を計上してございます。

親の育ちが子の育ち推進事業につきましては、家庭教育の教育力向上や子育ての不安解消を図るため、幼稚園、小・中学校に家庭教育学級の開設や中央公民館に子育てサロンを設置するもの等でございます。

一番下にあります中央公民館・地域公民館講座等事業につきましては、丸で記載してありますような講座等の事業を実施してまいります。

130ページになります。

中央公民館・地域公民館管理事業につきましては、中央公民館・地域公民館の管理費を、その下、中央公民館・中央図書館の改修事業につきましては、丸で記載をしてございますが、空調設備改修工事、内装等の改修工事を予定しております。

なお、財源、その他3,300万円につきましては、市有施設保全基金でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（持原秀行）それでは続きまして、当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）それでは歳出予算について御説明申し上げます。

予算調書の241ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の社会教育管理費は、社会教育の推進に係る経費で、事業費は1億5,339万1,000円です。

主なものは、社会教育委員16名、社会教育指導員及び行政事務嘱託員13人の報酬、職員16人分の給与費でございます。

次に、同じく241ページ下の段、社会教育振

興費の事業費は456万6,000円で、主なものは、家庭教育学級の講師謝金、PTA連合会及び女性（婦人）団体運営補助金でございます。

次のページをお開きください。

青少年対策費1,572万3,000円は、街頭補導や少年愛護委員連絡会など、青少年健全育成事業や成人式開催に要する経費で、主なものは、青少年問題協議会委員10人、青少年教育指導員4人及び市内全域に配置しております少年愛護委員93人分の報酬、放課後子供教室事業業務委託料、全国青少年補導センター連絡協議会定期大会鹿児島開催に伴う負担金並びに子ども会育成連絡協議会運営補助金でございます。

次に、同じく242ページ下の段、10款5項3目公民館費の中央公民館費8,678万4,000円は、中央公民館・中央図書館の維持管理、各種講座等に係る経費で、主なものは職員3人分の給与費、市民大学等の講師謝金、中央公民館・中央図書館清掃業務委託、先ほど部長も申し上げました中央公民館・中央図書館の内装等改修工事でございます。

次に、243ページです。

地域公民館費5,127万2,000円は、地域公民館の維持管理、各種講座等に係る経費で、主なものは、行政事務嘱託員4人分、上甕コミュニティセンター管理業務嘱託員等の報酬、市民大学講座講師謝金、樋脇公民館管理清掃業務委託等でございます。

同じく243ページ下の段、地域公民館施設設備整備費142万6,000円は、副田東集会所解体に係る経費でございます。

続きまして、一般会計の歳入について主なものを御説明いたします。

予算調書の68ページをお開きください。

14款1項7目4節教育使用料193万4,000円は、中央公民館及び地域公民館使用料等でございます。

次に、16款2項8目4節教育費補助金50万円は、放課後子供教室事業に対する、かごしま地域塾推進事業補助金です。

次に、雑入につきましては、市民大学講座受講料、青少年フレッシュ体験事業参加負担金が主なものでございます。

それでは、引き続きまして、総務文教委員会資料の9ページをお開きください。

平成28年度の主要計画について、主な事業を御説明申し上げます。

今年度も、わくわく薩摩川内土曜塾、放課後子供教室事業、学校支援ボランティア事業の充実推進を図ります。

また、青少年フレッシュ体験事業では、今年度は北海道ニセコ町へ、本市の小中学生25名を派遣いたします。

平成29年薩摩川内市成人式は、1月8日曜日を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほど社会教育委員の定数があつて、予算にも16人ということになったんですが、社会教育委員が20人今までいて、16人になると。要するに、今まで任命でやってきているんですか。やってくださいと。今回は、今まで20名やっていたけど、4名をはずして、やってください、おねがいしますと、こうなったんですか。そういうことですか。

○社会教育課長（徳留真理子）社会教育委員及び公民館運営審議会につきましては、区分を設けておりまして、学校教育の関係、社会教育の関係、家庭教育の関係、そして、学識経験者ということで、それぞれの団体に推選依頼をしているところでございます。

その中でも、特に社会教育の関係者ということで、地域の代表ということで、旧4町4村、それぞれの地域からお一人ずつ御推選いただいております。それで、合計、合わせまして20名という構成でございました。

この中で、最終的にどの枠を何名落としていくかというのは、今確実に決定しているわけではございませんけれども。例えばでございますが、各地域お一人のところを、それぞれ本土地域二名、甕地域二名というふうに枠を限定して、交代で出てきていただくというふうな変更、もしくは、学識経験者を少し減らすという変更を検討しているところでございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の調査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○社会教育課長（徳留真理子）ございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。御苦労さんでした。

ここで、あらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

△中央図書館の審査

○委員長（持原秀行）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）中央図書館でございます。よろしくお願いいたします。

平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第8回補正）の39ページをお開きください。

10款5項4目図書館費では24万8,000円の増額補正を行い、補正後の額を7,234万5,000円とするものでございます。補正の内容は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて、人件費を補正要求するものであります。

以上で説明を終わります。審査方、よろしくお

願いたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）予算概要書の135ページの真ん中になります図書館の主要整備事業につきましては、市民の生涯学習、社会生活に役立つ図書資料の充実を図るために、一般図書購入を約4,770冊、児童図書を2,600冊の購入を予定して予算を計上しております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）続きまして、当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算の中央図書館分について説明を申し上げます。

初めに歳出から説明いたします。

予算調書の252ページをお開きください。

上段の事項、図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費7,500万6,000円であります。

経費の主な内容は、図書館協議会委員7人、中央図書館の司書業務嘱託員2人分及び東郷、祁答院分館の行政事務嘱託員2名分の報酬、職員5人分の人件費のほか、図書館の運営に係るシステムの保守業務委託料及び賃借料、中央図書館自動コーナーの照度アップを図る工事費、一般図書及び児童図書の図書購入費、日本図書館協会負担金などでございます。

次に、同ページの下段、事項、視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの管理運営に係る経費317万2,000円であります。

経費の主な内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員6人分及び機材、教材の管理や運用を行う行政事務嘱託員一人分の報酬、プロジェクター、DVDなどの機材、教材の購入費、県視聴覚教育連盟への負担金等でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の72ページをお開きください。

21款5項4目の雑入25万円は、郷土誌等の販売及びコピー代の実費収入金を計上したものです。

次に、予算との関連がありますので、委員会資料で説明いたします。総務文教委員会資料の10ページをお開きください。

中央図書館の平成28年度主要事業計画であります。

平成27年度事業と比較して変更や新たに取り組む事業などについて説明いたします。

項目の1番の移動図書館では、平成27年度と比べ、若干のコース変更とステーションの見直しがありましたが、ほぼ同様の巡回運行を行う予定であります。

中でも、学校コースにつきましては、学校図書館の充実等もありますので、今後も学校図書室にないジャンルの本をふやしたり、積載する図書の入れかえ頻度を上げることで、子どもたちに利用してもらえと考えております。

次は、項目の下から四つ目の事業、宅配でございます。

これは、平成27年度から試行的に実施した事業で、身体の障害等により図書館に御来館いただけない方々を対象として、市が事業を委託している障害者生活支援センターと連携して、ほぼ月1回の頻度で図書を届けております。

現在、6名の方に利用があります。難病で寝たきりのお子さん宅では、絵本の読み聞かせなども行ったりして、家族の方から感謝の言葉などをいただいております。

この事業については、人的、時間的な問題もございしますが、10件程度を目安として平成28年度も実施したいと考えております。

次の団体貸出は、現在も市内の事業所等から申請登録により200冊を限度として、3カ月間は貸し出しができるものですが、平成28年度から水引地区コミなど、4地区コミの図書コーナーで利用してもらっております。今後も、図書館の閉

架に眠っている図書の有効活用を図るため、積極的に利用団体をふやす努力をしたいと考えております。

最後の項目は、図書館システムの更新でございます。

現在のシステムは5年リースで運用しており、ことしの6月で契約が満了します。今後の更新を機にシステム等の見直しにより、利用者の利便性や効率性の向上を図ろうと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○中央図書館長（本野敬三）今回は特にございません。

○委員長（持原秀行）それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内

市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦） よろしく願います。

少年自然の家補正予算について御説明申し上げます。

予算に関する説明書39ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費の補正額の財源内訳の一般財源の増額は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて、人件費を補正要求するものでございます。

以上であります。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清） 予算事業概要の134ページ、一番下段をお願いをします。

夏・冬のアドベンチャー事業につきましては、夏休み、冬休みそれぞれ50人を対象としまして、平成28年度も実施を予定してございます。

135ページ、一番上段にあります少年自然の家空調設備改修工事につきましては、研修棟の空調設備の改修工事を予定しております。

なお、財源内訳の国庫支出金2,058万8,000円は、長期発展対策交付金を充当いたしております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） 続きまして、当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦） 平成28年度

薩摩川内市一般会計予算のうち、少年自然の家分につきまして、まず、歳出から御説明申し上げます。

予算調書の250ページをお開きください。

10款5項社会教育費に計上しております。事項、少年自然の家管理費は、職員の人件費及び少年自然の家の維持管理に係る経費1億1,166万3,000円でございます。

経費の主なものにつきましては、運営協議会委員10人、嘱託指導員7人、施設管理補助員一人、宿直警備員二人の報酬、職員8人の給料等にかかる経費のほか、光熱水費、水質検査等手数料、浄化槽維持管理業務委託等、高圧負荷開閉器取りかえ修繕等、野外活動施設等整備補修原材料に関する経費でございます。

委託料につきましては、表記してあります浄化槽管理業務のほか、庁舎清掃業務、庁舎警備業務委託等、13件分の経費でございます。

負担金等につきましては、九州地区青少年教育施設協議会、県キャンプ協会の負担金2件分でございます。

次に事項、少年自然の家事業費203万2,000円は、少年自然の家が主催する夏・冬のアドベンチャー事業や寺山こどもの日フェスタなどの主催事業に係る経費でございます。

経費の主なものにつきましては、講師謝金、消耗品費、トラック等の賃借料が主なものでございます。

次に、予算調書の251ページをお開きください。

事項、少年自然の家施設設備整備費は、少年自然の家空調設備改修等に係る経費で、経費の主なものにつきましては、設計業務委託、改修工事が主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書71ページをお開きください。

14款1項7目使用料、社会教育使用料の予算額203万9,000円は、少年自然の家使用料及び電柱・電話柱等の行政財産使用料でございます。

17款1項1目財産運用収入の2万9,000円は、自動販売機設置に伴う貸家料でございます。

21款5項4目雑入の74万1,000円は、私用電話料、夏・冬のアドベンチャー事業等参加実費徴収金、食堂や自動販売機の電気料実費徴収金及びコピー代実費収入金等でございます。

続きまして、当初予算に関連することから、平成28年度の主な主催事業について御説明いたします。

総務文教委員会資料の11ページをごらんください。

平成28年度は、19事業49本の主催事業を予定しておりますが、本資料には、看板事業でございますの夏・冬のアドベンチャー、てらやまんちこどもの日フェスタを初めとする主な事業を記載しております。

その中で、資料に網かけをしておりますのが、新規事業の親子ふれあいキャンプでございます。

家庭教育充実の一環として実施するもので、進級、進学を前に、体験活動を通して家族のきずなを深め、自然豊かなふるさと愛する心を育むことをねらいとし、3月に開催したいと考えております。

以上で、平成28年度の主な事業計画を含めた当初予算についての説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑を願います。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○少年自然の家所長（峯 満彦） 特にございません。

○委員長（持原秀行） それでは、所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑を願います。

○委員（徳永武次） いろんな事業をされているんですけど、対象はほぼ川内になっていますよね。県内というのが1カ所ぐらいあるんですが、年々、児童数とか、いろんな形で減っていると思うし、事業内容を密にしていけないといけないのも事実です。

だから、総体的に利用者ちゅうのは年々ふえているんですか、減っているんですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦） こしへの傾向としましては、2月段階ですが、昨年度を約4,000人ぐらいを上回っております。

若干、児童数、生徒数が減っておりますので、学校数も減っておりますので、その辺の影響というのは否めないところではあります。

市外の利用の促進ということで、データがあるわけですが、こどもの日フェスタとか、秋のフェスタとか、いろんな外部にも宣伝効果が広がりまして、市外からも利用していただいているところであります。

地区別利用状況を見ますと、全体的にですが、鹿児島から5.49%、日置から6.84%、さつま町から1.12%、出水から4.92%というように、市外のほうからも利用をいただいているところでございます。

これがどうしてわかるかというと、市外の宿泊学習とか、市外の合宿とか、そういうところからわかっているところでございます。

以上です。

○委員（徳永武次） なかなか生徒数やらが減っていく中で、市外を取り組んでやっていらっしゃるわけです。

子どもが主っていうのはわかるんですけど、例えば、職場の研修に使うとかっていうケースはないんですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦） 市内の企業で使っていただいているところもございます。また、市外においては、高校の合宿、吹奏楽の合宿とか、そういうところが主に利用をしているところでございます。

委員がおっしゃるように、企業等も研修を広げていきたいと考えているところでございます。

○教育部長（中川 清） 少子化に伴って、その対象となる子どもたちが減っていくと。一方で高齢化が進んでおりますので、今年度の条例改正をして、高齢者も使える施設として拡充をしております。

少しまだ宣伝が足りませんので、優先順位としては子どもたちをやっぱり優先して、すき間のある日にちと考えるもんですから、そこの宣伝の仕方はちょっと工夫がいるんですが。高齢者もぜひ来ていただいて、あそこの施設を使って、元気ア

ップ事業との連携も取っておりますので、そういったものも少しずつ広げていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（徳永武次）部長が今お答えいただいたのは非常にいいことだと思いますので、ぜひPRを一生懸命やっていただいて、活用していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（佃 昌樹）部長の説明の中で高齢者というのが出てきたけど、主な事業を見てみると、成人、それから65歳以上の市民、高齢者や一般市民も入るようになったんだな。

親子でやるイベントはあったけれども、これはいつごろから始まって、参加状況はどうなんですか、現実的には。

○少年自然の家所長（峯 満彦）今委員が指摘されました、例えば、てらやまんち元気はつらつスクール、これが65歳以上の内容でございますので、昨年度から始まっております。

ここの募集は65歳以上高齢者の方が30人としておりまして、昨年度につきましては、第1回目ということで、30人を超える人数が来ております。本年度の場合は16人ということで、若干、国民文化祭あたりと重なった11月だったものですから、53.3%ということでしたが、これらも今後PRを行いまして、充実をさせていけないなと思っているところでございます。

また、ここがございます、てらやまんち森の学校というのが全市民とございますが、これも65歳以上の元気度アップ事業の対象事業としておりまして、65歳以上の高齢の方も多く参加をしていただいている事業でございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で少年自然の家を終わります。御苦労さまでした。

△延 会

○委員長（持原秀行）本日の委員会はこれで延

会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、あす午前10時から、第2委員会室で開会をいたします。御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 持原 秀行